

# 文教厚生編

福祉部	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉政策課 …………… 175</li> <li>生活支援課 …………… 179</li> <li>長寿支援課 …………… 181</li> <li>障害者支援課 …………… 191</li> <li>保険年金課 …………… 200</li> <li>介護保険課 …………… 208</li> </ul>	
こども未来部	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て政策課 …………… 216</li> <li>幼児保育課 …………… 219</li> <li>こども家庭支援課 …………… 223</li> </ul>	
保健部	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療政策課 …………… 226</li> <li>地域医療課 …………… 228</li> <li>生活衛生課 …………… 231</li> <li>試験検査課 …………… 233</li> <li>健康推進課 …………… 235</li> <li>動物愛護管理センター …… 242</li> <li>豊田中央病院 …………… 244</li> </ul>	
教育委員会	……………		248
教育部	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育政策課 …………… 250</li> <li>学校教育課 …………… 252</li> <li>教育研修課 …………… 254</li> <li>学校支援課 …………… 255</li> <li>学校保健給食課 …………… 256</li> <li>生涯学習課 …………… 258</li> <li>文化財保護課 …………… 261</li> <li>菊川教育支所 …………… 264</li> <li>豊田教育支所 …………… 265</li> <li>豊浦教育支所 …………… 266</li> <li>豊北教育支所 …………… 268</li> </ul>	
	……………	教育機関等	269
	……………	市立学校一覧	284



# 福祉政策課

## 1. 福祉政策課の概要

管理係、地域係及び指導監査室において、社会福祉行政の企画調整、戦没者の遺族援護、民生児童委員活動援護業務及び社会福祉法人の許認可・指導監査等を所掌している。

## 2. 所管する主な計画

### (1) 下関市地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づく、地域福祉を総合的に推進していくことを目的とした計画で、第1期計画の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間、第2期計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間、第3期計画の計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間としている。第4期計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間として策定を行っている。

### (2) 下関市再犯防止推進計画

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的にした計画で、第1期の計画期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間で、第2期計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間として策定を行っている。

## 3. 所管する主な業務

### (1) 社会福祉法人許認可・社会福祉法人等指導監査業務

社会福祉法その他の関係法令及び通達等に照らして個別のかつ具体的に状況を調査し、必要な改善措置を講じさせること等により、適正かつ健全な運営の確保を図る。

#### 1) 主な業務内容

##### ア. 社会福祉法人

法人の組織運営基盤の確立及び運営管理の適正化を図る観点から、定款・諸規程の整備、評議員会・理事会の運営状況、会計事務処理の適正化等について、その実態を把握し、必要な指導・助言を行う。

##### イ. 社会福祉施設等

適切な入所者処遇の確保、職員処遇の充実、施設の運営管理体制の確立及び安全対策の充実に主眼を置き、個々の施設の問題点に対応した重点的かつ継続的な指導を行う。

## 2) 指導監査対象件数

令和4年度下関市所管指導監査対象法人・施設件数

対象	社会福祉 法人	老人福祉 施設	有料老人 ホーム	障害者福祉 施設・サービス	児童福祉 施設	認可外 保育施設	その他	計
件数	55	51	67	195	55	33	5	461

## (2) 民生児童委員活動援護業務

民生委員・児童委員の資質の向上及びその活動の一層の充実を図ることによって、地域福祉の推進及び地域の実情に即した福祉政策の展開を図るため、各種研修、活動費の支給及び地区民生児童委員協議会に対する活動費の一部補助等を行う。

### 1) 定数

民生委員・児童委員 693人 (うち 主任児童委員 54人)

### 2) 任期

3年

### 3) 地区民生児童委員協議会数

27地区

## (3) 婦人相談業務

売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づいて婦人相談員を委嘱し、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子等の各種相談に応じ、関係機関と連携して、指導・保護等の適切な措置等を行う。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)が施行されたことに伴い、配偶者からの暴力(DV)被害者の各種相談に応じ、関係機関と連携して、指導・保護等の適切な措置等を行う。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	219	232	248	296	364
(うちDV相談件数)	160	129	110	142	249

## (4) 社会救済業務

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人又は行旅死亡人に係る救済業務、地方自治法に基づく行旅困窮者の救済業務、納骨堂及び無縁仏の管理等の社会救済業務を行う。

### 1) 行旅病人及び行旅死亡人救済

警察その他関係機関との連携をとり、救護の執行及び費用の支弁を行う。

### 2) 納骨堂及び無縁仏の管理

納骨堂で無縁仏の管理及び慰霊を実施する。

#### (5) 追悼式及び遺族等援護業務

過去数次の戦争等において、戦死あるいは戦災により殉難された方々等を追悼するため、その遺族を招いて合同追悼式を実施する。

また、戦没者や戦傷病者の遺族等に対する国家補償の精神から、戦傷病者戦没者遺族等援護法あるいは恩給法に基づく遺族年金、公務扶助料、特別弔慰金、給付金の請求手続、叙勲の下賜伝達業務等を行う。

#### (6) 災害時要援護者登録制度

自力又は世帯の構成員の助力だけで避難することが困難な「災害時要援護者」と、その方を支援する「避難支援者」の情報を災害時要援護者登録台帳に登録し、災害発生時等に、早期の避難情報の伝達や安否確認、円滑な避難誘導等に役立て、また、平常時からの声かけや見守りを通して、地域住民がお互いに支援・協力し合い、誰もが安全で安心して暮らすことのできる災害に強い地域社会をつくるため、平成21年6月より登録申請受付開始した。

#### (7) その他の業務

これらの他に、地域福祉推進業務、高齢者等住宅資金融資業務、社会福祉審議会業務、中国残留邦人等生活支援業務などの業務を行っている。

### 4. 所管する施設

#### (1) 下関市蓋井島保健福祉館

##### 1) 沿革

##### ア. 建設に至る経緯

蓋井島は離島であり、島民は渡船により本土の医療機関を受診していた。

また、本施設が建設された昭和40年代半ばには船便も1日1便しかなく、健康相談を実施しようにもその場所すらなかった。

そのため、本市は福祉館の必要性を認識はしていたものの、当時本市は財政再建途上にあり、市単独での建設が困難であったが、昭和44年度社会福祉施設整備費補助金の交付を受け、また、地元漁協からの寄附もあり、昭和45年3月に竣工した。

##### イ. 設置目的

へき地住民の健康と福祉の増進を図るため。

##### ウ. 運営上の大きな見直し

平成18年4月より、それまでの管理委託制度から指定管理者制度へ変更。

## エ. 大規模な施設改修等

昭和59年度(外壁補修工事)、平成2年度(外壁補修工事)、平成4年度(屋根補修工事)、平成6年度(アルミ建具取替工事)、平成19年度(屋根補修工事)、平成20年度(外壁補修工事)、平成22年度(外壁補修工事)、平成26年度(トイレ補修工事)、平成28年度(天井補修工事)

## 2) 施設の概要

施設の名 称	下関市蓋井島保健福祉館
所 在 地	下関市大字蓋井島71番地
開 設 年 月 日	昭和45年3月3日
敷 地 面 積	190.74㎡
建 築 面 積	218㎡
建 設 事 業 費	7,987,000円
施 設 使 用 料	無料
指 定 管 理 者	下関市蓋井島自治会(非公募、R8.3.31まで)
施 設 で 行 う 業 務 の 内 容	巡回検診(下関市立市民病院、安岡病院) 健康相談(下関保健所) マッサージ師による施術(マッサージ協会) 渡船運休時における宿泊 各種集会

## 3) 施設の利用状況

平成22年6月より、マッサージ協会から派遣されたマッサージ師による施術を本館にて行っており、下関市立市民病院及び令和2年からは安岡病院による巡回検診、下関保健所による健康相談ともあわせて、蓋井島住民の健康と福祉の増進を図っている。

令和元年からの長引く感染症の影響により、利用者が減少している。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用件数	60	60	52	63	54
利用者数	627	677	437	453	366

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

## 生活支援課

### 1. 生活支援課の概要

生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低生活の維持と自立助長を図るため、生活支援課に給付係及び下関市を地域別に担当する保護第1係から保護第6係を設置し、生活保護施行事務を所管している。

### 2. 所管する主な業務

#### (1) 生活保護業務

生活保護法及び関係法令に基づく生活保護施行事務を実施している。

#### (2) 被保護者健康管理支援事業

令和3年1月から、生活保護受給者の健康や生活の質の向上及び医療扶助の適正化を目的として実施している。

(人)

取組方策	結果の内容	令和2年度		令和3年度	
		対象者	結果	対象者	結果
ア 健診受診勧奨	健診を受けた者	240	30	210	24
イ 医療機関受診勧奨	医療機関を受診した者	6	6	10	9
ウ 保健指導・生活支援	指導・支援につながった者	10	6	8	3
エ 主治医と連携した 保健指導・生活支援	生活習慣等が改善したと 感じた者	0	0	2	1
オ 頻回受診指導	頻回受診が改善された者	3	2	3	1

### 3. 保護の実施状況

本市の生活保護の動向は、平成27年度1月までは横ばい傾向にあった保護率が、平成27年度2月に減少に転じてからは、減少傾向が続いている。

令和3年度当初、被保護世帯は3,133世帯であったが、年度末には3,078世帯と55世帯の減少となった。

扶助費の決算額も、平成29年度から毎年減少しているが、主な要因は、廃止件数（死亡等）が開始件数を上回ることによる保護世帯の減少である。

(1) 保護率の推移

単位：‰ (パーミル、千分率)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
4月	16.60	16.08	15.84	15.29	14.99	14.67
5月	16.56	16.10	15.78	15.20	14.94	14.62
6月	16.45	15.99	15.59	15.10	14.92	14.50
7月	16.42	16.00	15.55	15.11	14.93	14.51
8月	16.44	15.97	15.51	15.07	14.89	14.46
9月	16.41	15.95	15.52	15.06	14.89	—
10月	16.35	15.92	15.49	15.00	14.81	—
11月	16.30	15.88	15.43	14.95	14.83	—
12月	16.27	15.85	15.41	14.99	14.78	—
1月	16.24	15.83	15.34	14.94	14.74	—
2月	16.18	15.71	15.25	14.87	14.65	—
3月	16.10	15.74	15.17	14.88	14.66	—

(2) 保護世帯数の推移

(年度末)

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
世帯数	3,401	3,342	3,217	3,133	3,078

(3) 扶助費決算額の推移

単位：千円

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
決算額	7,346,856	7,206,744	6,804,221	6,568,018	6,369,517

## 長寿支援課

### 1. 長寿支援課の概要

平成27年4月に福祉部組織再編により、いきいき支援課が長寿支援課に名称変更され、介護保険課が所管していた地域包括支援センター業務が長寿支援課へ集約される。

長寿支援課には、施設係、支援係、地域包括ケア推進室、本庁東部地域包括支援センターが置かれ、高齢者関連施策の総合調整及び推進、在宅高齢者の福祉サービス（他課の所管に属するものを除く。）、地域包括支援センター業務等に関する事務を所掌している。

### 2. 所管する主な計画・プラン

#### (1) 第八次下関市いきいきシルバープラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に作成（計画期間：令和3年度～令和5年度）したもので、基本的な考え方や目指すべき取組みを総合的かつ体系的に整理した。

#### (2) 下関市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるもので、計画期間は、令和4年度から令和9年度までの6年間である。

### 3. 所管する主な業務

#### (1) 高齢者措置業務

65歳以上で居宅において養護を受けることが困難な高齢者を、養護老人ホーム等へ入所措置する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設措置 延人員	919人	940人	926人	958人	944人

#### (2) ひとり暮らし高齢者対策業務

##### 1) 軽費老人ホーム助成業務

ケアハウスを含む軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、利用者の所得に応じてサービスの提供に要する費用の一部を助成する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用延人員	7,717人	7,754人	7,514人	7,455人	7,372人

※当業務は中核市移行後（平成17年10月）に山口県から移管されたもの。

### (3) 生きがい対策等業務

#### 1) 高齢者バス等利用助成業務

70歳以上の高齢者に対し、社会参加の促進と生きがいづくりを支援するため、バス及び市営渡船利用の助成を行う。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請者数	38,682人	38,236人	39,652人	40,531人	40,922人

#### 2) 高齢者銭湯利用助成業務

高齢者に対し公衆浴場の利用助成をすることで、コミュニティの場の提供及び健康増進を図る。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用延人員	38,683人	38,315人	37,378人	29,582人	32,369人

### (4) 地域支援事業等

#### 1) 地域支援事業等の概要

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を福祉部長寿支援課及び介護保険課並びに保健部健康推進課の3課において実施している。

また、要介護被保険者を現に介護する者の支援や被保険者が要介護状態等となることを予防するための保健福祉事業を実施している。

## 2) 事業費

(単位：千円)

事業名	事業費				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地域支援事業					
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	503,627	1,021,005	1,062,047	1,013,605	1,030,814
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	447,177	960,942	1,005,309	967,928	982,565
ア介護予防・生活支援サービス事業	377,308	831,608	872,496	844,049	857,602
イ介護予防ケアマネジメント事業	69,869	129,334	132,813	123,879	124,963
(2) 一般介護予防事業	53,527	54,031	50,369	39,607	42,200
ア介護予防把握事業	4,197	4,581	4,019	3,841	3,799
イ地域介護予防普及啓発事業	26,828	26,025	21,749	17,425	20,544
ウ地域介護予防活動支援事業	22,492	23,010	21,791	18,272	17,745
エ一般介護予防事業評価	10	25	2,420	0	0
オ地域リハビリテーション活動支援	0	390	390	69	112
(3) 総合事業費審査支払手数料	2,923	6,032	6,369	6,070	6,049
2. 包括的支援事業及び任意事業	529,332	543,591	552,704	552,621	579,983
(1) 包括的支援事業	391,252	396,974	405,062	403,085	429,371
(2) 任意事業	75,849	71,910	74,218	75,519	75,893
ア介護給付等費用適正化事業	11,465	11,371	12,445	11,792	14,941
イ家族介護支援事業	3,923	3,093	3,001	3,656	411
ウその他事業	60,461	57,446	58,772	60,071	60,541
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）	62,231	74,707	73,424	74,017	74,719
ア在宅医療・介護連携推進事業	16,138	17,703	14,603	12,003	12,721
イ生活支援体制整備事業	35,890	34,347	37,658	42,104	41,592
ウ認知症総合支援事業	10,203	9,365	7,963	6,604	7,131
エ地域ケア会議推進事業	0	13,292	13,200	13,306	13,275
合計	1,032,959	1,564,596	1,614,751	1,566,226	1,610,797
保健福祉事業					
1. 保健福祉事業	-	-	-	24,449	26,861
(1) 保健福祉事業	-	-	-	24,449	26,861
ア介護予防事業	-	-	-	0	192
イ介護者支援事業	-	-	-	0	0
ウ在宅福祉事業	-	-	-	24,449	26,517
エ介護人材確保支援事業	-	-	-	0	152
合計	-	-	-	24,449	26,861

## 3) 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、平成18年度に地域包括支援センターが創設され、現在、市内12箇所に設置している。

また同時に、地域包括支援センターの機能を公正・中立に維持し、効率的に運営するための意見聴取の場として、委員20人以内で構成される「下関市地域包括支援センター運営協議会」を設置した。

## 【下関市地域包括支援センターの設置状況（令和4年8月1日現在）】

名称	所在地	担当区域	対象人口	職員数	運営主体
			(高齢者人口)		
本庁 東部	〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所西棟2階 長寿支援課内	本庁管内	21,781人	16人	下関市（直営）
			( 8,258人)		
本庁 西部	〒750-0061 下関市上新地町三丁目5番5号	本庁管内	20,964人	15人	医療法人 茜会
			( 8,977人)		
本庁 北部	〒751-0833 下関市武久町二丁目2番13号	本庁管内	18,791人	8人	医療法人社団 青寿会
			( 6,130人)		
彦島	〒750-0075 下関市彦島江の浦町一丁目5番2号	彦島支所管内	23,516人	8人	社会福祉法人 松美会
			( 9,472人)		
長府	〒752-0933 下関市長府松小田本町1番26号	長府支所管内	27,622人	11人	社会福祉法人 朋愛会
			( 9,846人)		
東部	〒752-0916 下関市王司上町一丁目2番20号	王司・清末・小月・王喜・吉田支所管内	25,503人	7人	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会
			( 7,923人)		
川中	〒751-0853 下関市川中豊町三丁目3番5号	川中支所管内	32,244人	9人	一般社団法人 下関市医師会
			( 9,154人)		
安岡 吉見	〒759-6613 下関市富任町一丁目4番1-3号	安岡・吉見支所管内	19,516人	8人	社会福祉法人 松涛会
			( 7,094人)		
勝山 内日	〒751-0885 下関市形山みどり町14番地16	勝山・内日支所管内	26,188人	6人	社会福祉法人 暁会
			( 7,418人)		
菊川 豊田	〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝172番地2	菊川・豊田総合支所管内	11,950人	8人	社会福祉法人 菊水会
			( 5,209人)		
豊浦	〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1 下関市役所豊浦総合支所内	豊浦総合支所管内	15,964人	9人	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会
			( 7,061人)		
豊北	〒759-5592 下関市豊北町大字滝部3140番地1 下関市役所豊北総合支所内	豊北総合支所管内	7,865人	8人	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会
			( 4,458人)		

## 4) 生活支援体制整備事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築のため、地域包括支援センター、民生児童委員、地縁団体、まちづくり協議会、老人クラブ等と連携し、地域資源の開発やネットワークの構築等を行う「生活支援コーディネーター」を配置している。

委託先：社会福祉法人下関市社会福祉協議会

第1層生活支援コーディネーター：1人（市全体を担当）

第2層生活支援コーディネーター：6人（13日常生活圏域のうち1～3圏域を担当）

## 5) 配食サービス助成事業

近隣に家族等がおらず、心身の障害、疾病等の理由により適切な食事の調達が困難な在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を受ける場合における費用の一部を助成する。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延配食数	126,499食	129,967食	130,027食	129,319食	128,646食

## 6) 緊急通報体制整備事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報システムに係るサービスを給付することにより、高齢者の疾病や災害時等の緊急の連絡体制を整備する。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
設置台数	888 台	807 台	729 台	710 台	673 台

## (5) その他の主な業務

これらの他に、敬老祝い贈呈業務、敬老の祝典、老人クラブ活動に対する助成、介護予防教室等の介護予防事業等を行うとともに、老人憩の家等所管施設の管理運営業務等を行っている。

## 4. 所管する施設

### (1) 老人憩の家

#### 1) 沿革

教養の向上、レクリエーション等、高齢者の健全な憩の場を確保し、高齢者の心身の健康増進を図るための施設。

#### 2) 施設の概要

長府老人憩の家	
所在地	下関市長府八幡町 2 番 3 3 号
設置	昭和 6 1 年 4 月 1 日
面積	敷地面積 6 8 8 . 8 5 m <sup>2</sup> 建築面積 2 2 6 . 3 5 m <sup>2</sup> 延べ面積 1 9 9 . 8 0 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	3 5 , 0 8 0 , 0 0 0 円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会長府支部 (非公募、令和 8 年 3 月 3 1 日まで)
小月老人憩の家	
所在地	下関市小月本町二丁目 1 4 番 3 4 号
設置	昭和 5 7 年 4 月 1 日
面積	敷地面積 1 , 0 2 4 . 6 2 m <sup>2</sup> 建築面積 2 1 0 . 7 9 m <sup>2</sup> 延べ面積 1 7 8 . 1 4 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	1 4 , 2 5 1 , 2 0 0 円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会小月支部 (非公募、令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

西部老人憩の家	
所在地	下関市長門町1番1号
設置	昭和60年4月1日
面積	敷地面積 11.43㎡ 建築面積 - ㎡ 延べ面積 118.40㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建設事業費	13,260,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会西部第2支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
北部老人憩の家	
所在地	下関市山の田東町4番11号
設置	昭和62年4月1日
面積	敷地面積 1,634.98㎡ 建築面積 246.51㎡ 延べ面積 492.89㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
建設事業費	58,610,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会新北部支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
安岡老人憩の家	
所在地	下関市安岡町四丁目5番30号
設置	平成元年4月1日
面積	敷地面積 180.10㎡ 建築面積 180.10㎡ 延べ面積 291.60㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
建設事業費	45,230,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会安岡支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
吉田老人憩の家	
所在地	下関市大字吉田地方字土井2499番地
設置	平成2年4月1日
面積	敷地面積 175.50㎡ 建築面積 - ㎡ 延べ面積 169.06㎡
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	28,840,000円

指定管理者	下関市老人クラブ連合会吉田支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
川中老人憩の家	
所在地	下関市川中本町二丁目2番20号
設置	平成25年7月1日
面積	敷地面積 932.74㎡ 建築面積 208.45㎡ 延べ面積 172.66㎡
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	45,170,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会川中支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
内日老人憩の家	
所在地	下関市大字内日下字大頭748番地2
設置	平成3年4月1日
面積	敷地面積 739.61㎡ 建築面積 177.54㎡ 延べ面積 169.91㎡
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	31,560,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会内日支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
清末老人憩の家	
所在地	下関市清末中町一丁目2番30号
設置	平成4年4月1日
面積	敷地面積 1,089.89㎡ 建築面積 178.14㎡ 延べ面積 178.14㎡
構造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	27,810,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会清末支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
吉見老人憩の家	
所在地	下関市吉見本町一丁目13番5号
設置	平成5年3月1日
面積	敷地面積 1,765.85㎡ 建築面積 182.54㎡ 延べ面積 182.54㎡

構 造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	31,220,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会吉見支部吉見長寿会 (非公募、令和8年3月31日まで)
彦島宮の原老人憩の家	
所 在 地	下関市彦島迫町五丁目12番9号
設 置	平成6年12月10日
面 積	敷地面積 508.94㎡ 建築面積 178.14㎡ 延べ面積 170.51㎡
構 造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	30,590,000円
指定管理者	彦島老人クラブ連合会 (非公募、令和8年3月31日まで)
吉母老人憩の家	
所 在 地	下関市大字吉母452番地10
設 置	平成12年3月1日
面 積	敷地面積 849.05㎡ 建築面積 178.14㎡ 延べ面積 170.55㎡
構 造	鉄骨造 平屋建
建設事業費	38,410,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会吉母支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
業務の内容	講演会、講習会その他教養講座の開催 レクリエーション及びクラブ活動の指導促進等
主な設備	憩の家施設本体等
公共施設の 適正配置に 関する方向性	同一又は類似の利用用途（機能）を有する複数の施設を、一つの施設にまとめる方向で検討します。

### 3) 施設の現況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	45,771人	51,132人	46,470人	32,060人	29,053人

## (2) ふれあいプラザ

## 1) 沿革

高齢者の介護予防の拠点、世代間の交流の場を確保し、高齢者の心身の健康増進を図るための施設。

## 2) 施設の概要

後田ふれあいプラザ	
所在地	下関市後田町五丁目16番9号
設置	平成14年3月29日
面積	敷地面積 215.80㎡ 建築面積 117.22㎡ 延べ面積 112.47㎡
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
建設事業費	34,820,000円
指定管理者	下関市老人クラブ連合会后田支部 (非公募、令和8年3月31日まで)
彦島ふれあいプラザ	
所在地	下関市彦島江の浦町一丁目15番11号
設置	平成15年3月1日
面積	敷地面積 930.79㎡ 建築面積 307.69㎡ 延べ面積 261.99㎡
構造	本館 鉄骨造 平屋建 倉庫 補強コンクリート 平屋建 集会所 鉄骨造 平屋建
建設事業費	39,834,100円
指定管理者	彦島老人クラブ連合会 (非公募、令和8年3月31日まで)
業務の内容	高齢者の健康増進、教養の向上に関すること 世代間の交流に関すること
主な設備	ふれあいプラザ施設本体等
公共施設の 適正配置に 関する方向性	後田ふれあいプラザは譲渡を行う方向で検討します。 彦島ふれあいプラザは同一又は類似の利用用途(機能)を有する複数の施設を、一つの施設にまとめる方向で検討します。

## 3) 施設の現況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	14,945人	12,673人	13,230人	9,857人	10,137人

### (3) 下関市満珠荘

#### 1) 沿革

高齢者をはじめ多くの市民が気軽に利用できる、健康増進と休養のための施設

#### 2) 施設の概要

所在地	下関市みもすそ川町3番75号
設置	平成24年2月25日（リニューアルオープン）
面積	敷地面積 3,178.26㎡ 建築面積 671.46㎡ 延床面積 1,831.94㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階
建設事業費	458,510,000円
指定管理者	一般財団法人 下関市公営施設管理公社 (公募、令和9年3月31日まで)
業務の内容	施設の維持管理、運営企画に関すること等
主な設備	2階 エントランスホール、フロント、ラウンジ、食堂、売店 授乳室 1階 浴場及びリラックスルーム、家族風呂、ロビー 地階 宿泊室9室、多目的室、自販機コーナー
公共施設の 適正配置に 関する方向性	一般的に民間と競合する施設であることから、同施設の更なる活用を図るため、民間活力の導入を目的に、譲渡する方向で検討します。

#### 3) 施設の現況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宿泊者数	6,839人	6,941人	6,818人	4,801人	6,106人
日帰り 入浴者数	52,880人	50,932人	46,615人	31,719人	34,485人

# 障 害 者 支 援 課

## 1. 障害者支援課の概要

給付係、支援係及び権利擁護係の3係において、身体障害者手帳及び療育手帳に関すること、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業に関することなど障害者及び障害児支援に係る業務を所掌している。

## 2. 所管する主な計画

### (1) 下関市障害者計画

障害者基本法に基づく市町村の障害者施策全般に関する計画で、福祉分野だけでなく雇用・教育・医療・住宅・道路など、生活環境等の整備に関する施策が含まれている。

計画の期間は6年間である。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者計画			障害者計画			障害者計画（現行）					
障害福祉計画（第Ⅲ期）			障害福祉計画（第Ⅳ期）			障害福祉計画（第5期）			障害福祉計画（第6期）		
							障害児福祉計画（第1期）		障害児福祉計画（第2期）		

### (2) 下関市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき3年を1期として定める、障害福祉サービス提供体制の確保に関する計画で、内容は、障害福祉サービス等の数値目標やサービス見込量の確保等である。

### (3) 下関市障害児福祉計画

児童福祉法に基づき3年を1期として定める、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画で、内容は、障害児通所支援等の数値目標やサービス見込量の確保等である。

### 3. 所管する主な業務

#### (1) 自立支援等給付業務

##### 1) 介護給付業務

障害のある人が、居宅介護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援等のサービスを利用した場合に、費用の一部を支給する。また、高額障害福祉サービス費、サービス利用計画作成費を支給する。

##### 2) 訓練等給付業務

障害のある人が自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)等のサービスを利用した場合に、費用の一部を支給する。

##### 3) 補装具費支給業務

身体障害者に、身体の欠損又は機能の損傷を補う補装具費の一部を支給する。

##### 4) 自立支援医療業務(更生医療)

身体障害者の障害を除去軽減し、機能を回復するために必要な医療の給付を行う。

#### (2) 地域生活支援事業

##### 1) 日常生活用具給付業務

重度身体障害者に日常生活用具を給付する。

##### 2) 訪問入浴サービス事業

居宅での入浴が困難な重度身体障害者に、訪問入浴車を派遣して入浴サービスを行う。

##### 3) 福祉タクシー助成業務

障害のある人の日常生活の利便と社会活動範囲の拡大を図るため、タクシー料金の一部を助成する。

##### 4) 自動車改造費等助成業務

身体障害者が自動車運転免許を取得するために必要な経費、自動車の改造に要する費用等の一部を助成する。

##### 5) 重度心身障害者医療費助成業務

重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成し、障害者の負担軽減を図る。

##### 6) 特別障害者手当等給付業務

常時特別の介護を要する在宅障害者に対して、特別障害者手当等の給付を行う。

##### 7) 重度心身障害者特別給付金給付業務

制度的に年金を受給できなかった重度心身障害者に対して、特別給付金を支給する。

##### 8) 心身障害者扶養共済掛金助成業務

山口県心身障害者扶養共済制度に加入している保護者に対し、掛金の一部を助成する。

**9) 成年後見制度利用支援業務**

障害により判断能力が十分でない人について、その福祉を図るため特に必要があると認められる場合に、市長が後見開始審判の申し立てを行う。

**10) 地域活動支援センター運営事業**

障害のある人を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活支援の促進を図る。

**11) 相談支援事業**

障害のある人からの相談に応じ、必要な支援を行う。

**12) 障害者デイサービス業務**

在宅の障害のある人に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、障害のある人の自立を促進、生活の改善、身体機能の維持向上を図る。

**13) 日中受入業務**

日中ショートステイ支援を行うことにより保護者等の休息等の機会を作り、在宅の障害のある人の家庭生活の維持向上を図る。

**14) 移動支援事業**

障害により屋外の移動が困難な人が、外出にあたって移動支援を受けた場合に、費用の一部を支給する。

**15) 意思疎通支援事業**

**ア. 手話通訳者設置及び養成**

手話通訳者の設置及び養成講習会を行う。

**イ. 手話奉仕員等派遣及び養成**

手話奉仕員等の派遣及び養成講習会を行う。

**ウ. 要約筆記者等派遣及び養成**

要約筆記者等の派遣及び養成講習会を行う。

**エ. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣及び養成**

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣及び養成講習会を行う。

**オ. 広域支援派遣**

手話通訳者及び要約筆記者等を広域に派遣する。

**16) 点字図書館運営費助成業務**

社会福祉法人山口県盲人福祉協会に対し、点字図書館運営費助成を行う。

**17) 一般更生援護業務**

障害者福祉事業推進に必要な更生援護事業の庶務事務を行う。

**18) 身体障害者手帳交付業務**

身体障害者手帳交付に必要な障害認定、指定医師資格認定、手帳発行業務等を行う。

**19) 障害児養育手当支給業務**

20歳未満の障害児を養育する保護者に対し、養育手当を支給する。

**20) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業**

重度障害者に対して、修学に必要な身体介護等を提供し、障害者の社会参加を促進する。

**21) 障害者（児）緊急一時支援事業**

介護者の急病等の事由により、既存の障害福祉サービスでは対応できない在宅での生活が困難となった障害者（児）を一時的に受け入れる。

**(3) 審査会業務**

障害支援区分やサービス支給決定に係る審査及び判定を行うための審査会運営、認定に必要な訪問調査等を行う。

**(4) 障害者スポーツセンター管理運営業務**

障害のある人が、スポーツを通じて健康の維持及び増進を図る場である障害者スポーツセンターの管理運営及び下関市障害者スポーツ大会開催業務を行う。

**(5) 身体障害者福祉センター管理運営業務**

身体障害者福祉センターの管理運営を行う。

**(6) 特別児童扶養手当支給業務**

身体や精神に中度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護している養育者に対して、特別児童扶養手当の給付を行う。

**(7) 発達支援機能強化事業**

こども発達センター敷地内に開設した発達障害専門の診療所に対し、運営経費の一部を助成する。

**(8) 障害児支援給付等業務**

障害児が児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスを利用した場合に、費用の一部を支給する。また、高額障害福祉サービス費、サービス利用計画作成費を支給する。

**(9) こども発達センター管理運営業務**

心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の療育体制の充実を図るために設置されたこども発達センター等の管理運営を行う。

## 4. 所管する施設

### (1) 下関市障害者スポーツセンター

#### 1) 沿革

障害者のスポーツ及びレクリエーション活動への参加を促進することにより、健康の維持及び増進を図り、もってその福祉の向上に資することを目的に設置。

昭53.2.1 開設

平15.9.1 雇用・能力開発機構から有償譲渡

平16.4.1 指定管理者制度導入

#### 2) 施設の概要

- 所在地 下関市貴船町三丁目4番1号
- 敷地面積 1,519.40㎡
- 建物概要 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建及び車庫  
床面積 1階 890.10㎡  
2階 1,032.90㎡
- 施設 アリーナ
- 休館日 月曜日・祝祭日
- 施設使用料 障害者及び関係者（団体）の利用は無料。  
一般利用者（団体）は全面使用の場合1時間につき610円
- 指定管理 公募 5年
  - ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉協議会（R2年度～R6年度）
  - ◇ 指定管理者が行う業務
    - ・ 障害者スポーツセンターの使用の許可に関する業務
    - ・ 障害者スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
    - ・ 下関市障害者スポーツ大会開催業務
    - ・ スポーツを通じて、障害者の機能回復及び体力向上に関する指導及び助言を行う業務
    - ・ 障害者スポーツ大会参加促進事業
- 公共施設の適正配置に関する方向性  
中期（2023年度）から後期（2034年度）までに複合化

### 3) 利用状況（令和3年度実績）

#### ア. 利用者数

	年間利用者数		開館日数	平均利用者数
	障害者	一般		
7,694人	4,824人	2,870人	239日	32.2人

イ. 大会・教室等開催状況

大会等開催件数	利用者数	
	実人数	延人数
18件	460人	971人

(2) 下関市身体障害者福祉センター

1) 沿革

各種講習会や講座を開いて教養の向上を図り、また創作活動、軽作業、日常生活訓練等の事業を通じて社会生活の適応性を高め、障害者の福祉の増進に資することを目的に設置。

昭57.4.1 開設

平18.4.1 指定管理者制度導入

2) 施設の概要

- 所在地 下関市貴船町三丁目1番43号
- 敷地面積 317.27㎡
- 建物概要 鉄筋コンクリート造 3階建  
建物面積 634.48㎡
- 開設年月日 昭和57年4月1日
- 休館日 月曜日・祝祭日
- 施設 料理教室、機能訓練室、作業室、社会適応室、憩の間、図書室
- 施設使用料 障害者及び関係者(団体)に限定され、利用は無料。
- 指定管理 非公募 5年
  - ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉協議会 (R2年度～R6年度)
  - ◇ 指定管理者が行う業務
    - ・ 障害者福祉団体に関する便宜供与に関する業務
    - ・ 障害者の福祉の増進を図るために必要な業務
    - ・ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- 公共施設の適正配置に関する方向性  
中期(2023年度)から後期(2034年度)までに複合化

3) 利用状況(令和3年度実績)

ア. 利用者数

	年間利用者数		開館日数	平均利用者数	
	個人	団体			
3,951人	1,418人	2,533人	(376団体)	239日	16.5人

**(3) 下関市こども発達センター****1) 沿革**

地域における中核的専門機関として子ども一人ひとりに応じた適切な早期療育及び家族支援を継続的かつ総合的に行えるよう、より一層充実した体制を整え、福祉の向上に貢献するという基本理念のもと平成7年に設立した。

開設当初から業務委託で施設運営を行ってきたが、平成18年度からは下関市社会福祉事業団を指定管理者とし施設運営を行っている。

**2) 施設の概要**

- 所在地 下関市幡生本町26番12号
- 敷地面積 4,371.06㎡
- 建物概要 鉄筋コンクリート造 平屋建  
建物面積 1,129.71㎡
- 開設年月日 平成7年4月1日
- 休館日 土曜日・日曜日・祝祭日
- 施設 訓練室、保育室、在宅介護室、相談室、温水プール
- 指定管理 非公募 5年
  - ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉事業団 (H30年度～R4年度)
  - ◇ 指定管理者が行う業務
    - ・ 福祉型児童発達支援センター「はたぶ園」(定員30名)
    - ・ 発達支援事業
    - ・ 地域療育等支援事業

**3) 施設の現況 (令和3年度実績)**

年間利用者数	年間開館日数	1日平均利用者数
延15,983人	233日	68.6人

**ア. 「はたぶ園」事業**

年間開園日数	通園児童数
233日	延7,749人

**イ. 発達支援事業**

年間開園日数	通園児童数
233日	延3,616人

**ウ. 療育等支援に関する事業**

在宅支援訪問療育等指導	在宅支援外来療育等指導	施設支援一般指導
延9回	延4,516回	延93回

#### (4) 下関市こども発達センターどーなっ

##### 1) 沿革

就学前の子どもを対象に、子どもに応じたグループ編成を行い、小グループ活動を通して集団適応に必要なスキル獲得を支援している（児童発達支援）。

平成29年度までは、下関市こども発達センター内において、児童発達支援を行っていたが、当支援への需要の増加に対応するため、平成30年度より中央こども園に併設し、定員を増員（20人から30人へ）した。下関市社会福祉事業団の指定管理による運営を行っている。

##### 2) 施設の概要

- 所在地 下関市幡生新町1番10号
- 建物概要 鉄筋コンクリート造 平屋建  
建物面積 266.25㎡
- 開設年月日 平成30年4月1日
- 休館日 土曜日・日曜日・祝祭日
- 施設 訓練室、言語室、心理室、保育室
- 指定管理 非公募 5年
  - ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉事業団（H30年度～R4年度）
  - ◇ 指定管理者が行う業務
    - ・ 児童発達支援（定員30名）
    - ・ 発達支援事業

##### 3) 施設の現況（令和3年度実績）

###### ア. 児童発達支援

年間開園日数	通園児童数
229日	延3,955人

#### (5) 下関市こども発達センター豊浦

##### 1) 沿革

平成27年4月、旧四町での児童発達支援事業の需要増加に伴い豊浦総合支所庁舎内に設立した。

発達が気になる未就学児童及び学齢児を対象として、日常生活における基本的な指導、生活能力の向上のために必要な訓練等を行っている（児童発達支援、放課後等デイサービス）。

定員は10名/日で、下関市社会福祉事業団の指定管理による運営を行っている。

## 2) 施設の概要

- 所在地 下関市豊浦町大字川棚6895番地1  
(下関市豊浦総合支所管内)
- 建物概要 鉄筋コンクリート造  
建物面積 98.59㎡
- 開設年月日 平成27年4月1日
- 休館日 土曜日・日曜日・祝祭日
- 施設 訓練室、面談・相談室
- 指定管理 非公募 5年
- ◇ 管理者 社会福祉法人 下関市社会福祉事業団 (H30年度～R4年度)
- ◇ 指定管理者が行う業務
- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス (定員10名)

## 3) 施設の現況 (令和3年度実績)

### ア. 児童発達支援

年間開園日数	通園児童数
230日	延839人

### イ. 放課後等デイサービス

年間開園日数	通園児童数
229日	延911人

# 保 険 年 金 課

## 1. 保険年金課の概要

庶務係、給付係、賦課係、徴収係、後期高齢者医療係、年金係の6係において、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金等に関する事務を分掌している。

## 2. 所管する主な業務

### (1) 国民健康保険業務

#### 1) 国民健康保険

国民健康保険は、「国民健康保険法」により被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行うとともに、被保険者の健康保持増進に必要な事業を行う。

実施主体は都道府県及び市町村とされている。

都道府県は、安定的な財政運営及び市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保などについて中心的な役割を果たし、市町村は、被保険者の資格の取得・喪失に関する事項、保険料の徴収及び保健事業などを適切に実施する。

#### ア. 被保険者

下関市の区域内に住所を有する者は、山口県が下関市とともに行う国民健康保険の被保険者となる。

ただし、他の法律による医療保険制度（被用者保険）の加入者、後期高齢者医療制度の被保険者、生活保護適用者、その他特別の理由がある者は除かれる。

#### イ. 保険給付

病気やけがによって医療機関等にかかった場合、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給、移送費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費の支給を行う。

出産については、出産育児一時金（1件42万円 ※産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合等は1件40万8,000円）の支給を行う。

死亡については、葬祭費（1件5万円）の支給を行う。

#### ウ. 保健事業

被保険者の健康保持増進のための事業として、はり及びきゅうの施術、歯周病健診及び年齢35歳以上の被保険者を対象とする外来人間ドックへの助成の保健助成事業を实

施する。

また、生活習慣病の予防と早期発見のために、年に1回、40歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査と、その結果に応じた特定保健指導を実施する。

## エ. 費用

国民健康保険の費用は、主として国民健康保険料、国の支出金、県の支出金をこれに充てる。

なお、65歳から74歳までの前期高齢者の医療給付費は、国民健康保険・被用者保険間で各保険者の加入者数に応じて財政調整が行われている。

また、平成20年度から前期高齢者の医療給付費に財政調整が設けられたことに伴い、退職者医療制度は廃止となった。

しかし、円滑な移行を図るため、退職者医療制度は、平成26年度までに、65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、現行の退職者医療制度を存続させる経過措置が講じられている。

退職被保険者等の医療給付費は、被用者保険等の保険者の拠出金によって賄われる療養給付費等交付金及び退職被保険者等に係る国民健康保険料によって支弁される。

## オ. 国民健康保険料

保険料率は、一般被保険者に係る保険料の賦課総額を基準として、本市国民健康保険条例に定める賦課割合に基づいて、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割それぞれの料率を算定する。

保険料は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額であり、世帯主に対して賦課し徴収する。

保険料には、医療分保険料、後期高齢者医療制度の運営のために負担する後期高齢者支援金分保険料、40歳から64歳までの介護保険の第2号被保険者に係る介護分保険料があり、合算額を国民健康保険料として賦課する。

また、一定の基準以下の低所得世帯の保険料については、国民健康保険法施行令第29条の7第5項に基づき被保険者均等割額及び世帯別平均割額の7割、5割、2割を減額する。

なお、災害その他特別の事情がある場合の保険料については、別に減免措置がある。

平成22年度からはリストラ等で職を失った非自発的失業者が国民健康保険に加入する場合、本人の前年給与所得を30/100として保険料を算定する負担軽減措置が講じられている。

保険料及び保険料に係る督促手数料、延滞金を滞納した場合は、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例によって、滞納処分を行うことができる。

## カ. 時効

国民健康保険法第110条の規定に基づき、保険料その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

## 2) 下関市国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項（市が処理することとされている事務に係るものであって、保険給付、保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議するため、市長の諮問機関として「下関市国民健康保険運営協議会」を置く。

委員は、被保険者代表5人、療養担当代表5人、公益代表5人、被用者保険代表3人の18人で構成する。

表1 国民健康保険事業状況一覧表

(単位：人、%、円)

区分		年度					
		29	30	元	2	3	
市人口		267,145	264,191	261,443	258,325	254,928	
被保険者数 (うち介護第2号被保険者数)		60,096 (17,548)	57,867 (16,489)	56,093 (15,764)	54,922 (15,280)	53,637 (14,806)	
	一般	59,125	57,529	56,036	54,922	53,637	
	退職	971	338	57	0	0	
加入率		22.5	21.9	21.5	21.3	21.0	
保 料  率  料	医 療 分	所得割率	10.3	9.6	9.5	9.4	9.4
		均等割額	26,600	25,500	25,900	26,200	26,200
		平等割額	25,600	23,700	24,400	24,200	24,200
		賦課限度額	540,000	580,000	610,000	630,000	630,000
	後 支 援 高 齢 者 金 分	所得割率	3.2	2.8	2.7	2.6	2.6
		均等割額	8,500	7,600	7,500	7,300	7,300
		平等割額	8,100	7,000	7,000	6,800	6,800
		賦課限度額	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
	介 護 分	所得割率	3.3	3.3	2.9	2.9	2.4
		均等割額	9,900	9,800	9,100	9,300	8,000
		平等割額	6,900	6,700	6,200	6,300	5,400
		賦課限度額	160,000	160,000	160,000	170,000	170,000
1世帯当り(現年分調定額)		149,722	139,765	137,223	135,784	132,970	
1人当り(現年分調定額)		98,562	93,010	92,401	92,118	91,145	
収納率(現年分)		91.83	92.55	93.41	94.18	94.85	
1人当り医療費(窓口負担分含む)		458,441	462,890	479,150	470,091	490,346	

※市人口、被保険者数、1人当り医療費は3月～2月平均。

※収納率は実質収納率(実質収納率=収納額(還付未済額を除く)÷調定額)。

表2 国民健康保険財政

(単位：千円)

区分		年度				
		29	30	元	2	3
歳 入	国民健康保険料	5,857,152	5,433,961	5,281,829	5,133,983	4,929,296
	国民健康保険税	9	0	22	0	0
	国庫支出金	6,981,796	-	3,672	62,424	21,110
	療養給付費等交付金	385,964	-	-	-	-
	前期高齢者交付金	12,503,803	-	-	-	-
	県支出金	1,297,405	23,528,979	23,782,920	23,042,711	23,525,326
	共同事業交付金	8,125,223	-	-	-	-
	繰入金	3,166,726	2,942,201	2,874,782	2,778,052	2,666,565
	その他	976,633	2,033,601	2,394,046	667,811	929,680
	合計	39,294,711	33,938,742	34,337,271	31,684,981	32,071,977
歳 出	総務費	541,243	506,062	454,671	453,345	470,179
	保険給付費	23,389,535	22,860,557	23,144,094	22,320,196	22,791,878
	後期高齢者支援金等	3,371,217	-	-	-	-
	前期高齢者納付金等	12,372	-	-	-	-
	老人保健拠出金	79	-	-	-	-
	介護納付金	1,275,001	-	-	-	-
	国民健康保険事業費納付金	-	7,794,554	8,174,711	7,783,786	7,317,899
	共同事業拠出金	8,059,199	5	3	3	3
	保健事業費	207,313	190,908	227,082	227,331	223,871
	その他	490,419	360,047	1,778,326	76,443	67,430
合計	37,346,378	31,712,133	33,778,887	30,861,104	30,871,260	

## (2) 後期高齢者医療業務

### 1) 後期高齢者医療

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第47条の規定によって、後期高齢者医療制度が平成20年4月から実施されている。

本制度の運営は、法第48条によって、山口県内のすべての市町が加入する「山口県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行っている。

#### ア. 被保険者

被保険者となるのは、75歳（一定の障害状態にある65歳から74歳の者は広域連合の認定を受けることによって被保険者となる。）以上の者で、生活保護適用者、その他特別の理由がある者は除く。

#### イ. 保険給付

病気やけがによって医療機関等にかかった場合、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養

費の支給、特別療養費の支給、移送費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費の支給が行われる。

死亡の場合は、葬祭費（1件5万円）の支給が行われる。

#### ウ. 保健事業

生活習慣病の早期発見によって適切な医療に繋げるために、年に1回、健康診査が広域連合によって実施される。

また、歯科健康の保持増進を目的として、前年度における新規資格取得者（75歳年齢到達及び障害認定）を対象に、受診期間中に1回、広域連合によって歯科健康診査が実施される。

#### エ. 費用

後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除き、被保険者からの保険料（1割）、現役世代からの支援金（4割）及び公費（5割）となり、このうちの公費負担については、国・県・市が4対1対1の割合で負担する。

#### オ. 後期高齢者医療保険料

保険料の賦課は、法第104条第2項の規定に基づき広域連合が行い、一定の基準以下の低所得世帯の保険料については、法施行令第18条第4項の規定に基づき被保険者均等割額の7割、5割、2割が減額される。

また、災害その他特別の事情がある場合、広域連合長によって保険料が減免される。

保険料の徴収は、法第104条第1項の規定に基づき本市が行う。

加えて、保険料及び保険料に係る督促手数料、延滞金を滞納した場合は、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき地方税法の滞納処分の例によって、本市が滞納処分を行うことができる。

#### カ. 時効

法第160条の規定に基づき保険料その他の徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

被保険者数の推移

(単位：人)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H29	46,543	46,552	46,566	46,614	46,691	46,775	46,805	46,811	46,779	46,907	47,007	47,119
H30	47,150	47,126	47,119	47,114	47,178	47,288	47,302	47,309	47,274	47,444	47,579	47,659
R元	47,729	47,717	47,742	47,774	47,820	47,864	47,870	47,874	47,827	47,896	47,904	47,926
R2	47,934	47,856	47,846	47,833	47,834	47,819	47,796	47,740	47,606	47,657	47,640	47,567
R3	47,456	47,385	47,379	47,399	47,479	47,607	47,720	47,781	47,850	48,139	48,300	48,410

※月末現在

## 2) 保健事業・介護予防一体的実施業務

山口県後期高齢者医療広域連合から本市が委託を受け、国民健康保険からの連続した健康管理や地域包括ケアと連動した仕組み作りを行う保健事業である。

具体的には、ふれあいサロンや体操教室などの「通いの場」等に積極的に関与することで、フレイル状態にある高齢者を適切な医療や介護予防サービスにつなげるとともに、疾病予防・重症化予防や生活機能の改善による健康寿命の延伸を図ることなどを事業の目的としている。

## (3) 国民年金業務

### 1) 国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている。

市においては、申請・請求の受理及び事実についての審査等を取り扱い、この事務処理に必要な費用は、国から交付される。

#### ア. 拠出年金制度

##### (ア) 対象被保険者

20歳以上60歳未満の者は原則として被保険者とされ、3種類に区分される。

第1号被保険者 農林漁業・自営業者、無職の者、学生、フリーター等

第2号被保険者 厚生年金・各種共済の被保険者

第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者

##### (イ) 保険料（上記第1号被保険者）

定額保険料 月額 16,590円（令和4年度）

付加保険料 月額 400円

## (ウ) 保険料納付義務の免除

第1号被保険者のうち下記の者は、保険料の納付義務を免除される。

- 法定免除者
- ア) 生活扶助の生活保護受給者
  - イ) 障害年金、障害基礎年金受給権者
  - ウ) ハンセン病療養所等の収容者

申請免除者

- ア) 一定基準以下の低所得者

〔申請免除は所得や就学状況に応じ、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予・学生納付特例の6種類に区分される。〕

産前産後期間の免除者

- ア) 出産日が平成31年2月1日以降の方

※ 出産とは妊娠85日(4か月)以上の出産をいう。

(死産・流産・早産を含む。)

〔出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)が免除される。〕

## (エ) 給付

- ア) 老齢基礎年金
- イ) 障害基礎年金
- ウ) 寡婦年金又は遺族基礎年金
- エ) 死亡一時金

の4種類がある。

いずれも所定の納付期間、又は免除期間を満たしていなければ支給されず、その期間によって支給金額も異なる。

## イ. 福祉年金制度

老齢福祉年金の支給は明治44年4月1日以前に生まれた者に限られる。

なお、受給権者が公的年金を受給しているとき、受給権者、受給権者の配偶者又は扶養義務者に一定額以上の所得がある時は、年金額の一部、又は全部が支給停止される。

## ウ. 年金額・保険料の調整

生活水準の向上や物価の変動などに対応して、年金額の調整を行うことになっており、これに伴い、保険料額も調整が行われる。

表1 被保険者数・保険料免除者数

(単位：人)

区分 年度	被 保 険 者 数				保 険 料 免 除 者 数							
	第1号	任 意	第3号	計	法 免	全 額	3/4 (H18~)	半額 (H14~)	1/4 (H18~)	学生納付特 例 (H12~)	若年者 納付猶予 (H17~) 納付猶予 (H28~)	計
H29	26,218	348	16,658	43,224	3,086	4,715	470	249	136	3,251	998	12,905
H30	25,510	338	16,000	41,848	3,062	4,637	508	302	176	3,275	976	12,936
R元	25,119	315	15,302	40,736	3,035	4,753	536	333	166	3,365	1,026	13,214
R2	24,650	310	14,695	39,655	3,048	4,994	433	227	123	3,119	1,052	12,996
R3	24,166	289	14,075	38,530	3,053	5,029	395	236	137	3,084	1,000	12,934

※年度末現在

表2 年金受給権者数

(単位：人)

区分 年度	老 齢		障 害		遺 族 ④	寡 婦 ⑤	計
	拠出 (基礎) ①	無拠出 (福祉) ※老齢福祉年金	拠出 (基礎) ②	無拠出 (福祉) ③			
H29	85,376	0	2,628	2,542	490	24	91,060
H30	86,299	0	2,653	2,565	438	22	91,977
R元	86,695	0	2,661	2,569	431	21	92,377
R2	87,144	0	2,685	2,595	414	22	92,860
R3	87,168	0	2,723	2,608	385	21	92,905

※年度末現在

表3 年金受給額

(単位：円)

区分 年度	老齢福祉年金	その他 (①+②+③+④+⑤)	計
H29	0	60,344,269,230	60,344,269,230
H30	0	61,111,841,738	61,111,841,738
R元	0	61,610,149,283	61,610,149,283
R2	0	62,246,475,753	62,246,475,753
R3	0	62,412,211,099	62,412,211,099

※年度末現在

# 介 護 保 険 課

## 1. 介護保険課の概要

平成10年4月に介護保険準備室が設置され、平成12年4月介護保険制度開始に伴い、介護保険課が設置される。

庶務係、給付係、賦課徴収係、認定係が置かれ、平成25年4月からは事業者係が加わり、平成30年4月から認定係を認定事務係と認定調査係に分割した。

介護保険事業計画に関すること、介護保険給付に関すること、介護保険サービス事業者等の指定等に関すること、被保険者の資格管理に関すること、介護保険料の賦課と徴収に関すること、要介護認定に関すること等、介護保険業務全般を所管している。

また、平成18年度より地域支援事業の創設に伴い、介護給付等費用適正化事業等を行っている。

附属機関として下関市介護認定審査会を、また、公正・中立な制度運営のための意見聴取の場として下関市地域密着型サービス運営委員会を設置している。

## 2. 所管する主な計画・プラン・年報

### (1) 第八次下関市いきいきシルバープラン（介護保険事業計画）

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画として3年間で1期として策定しており、現在は第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）に当たる。

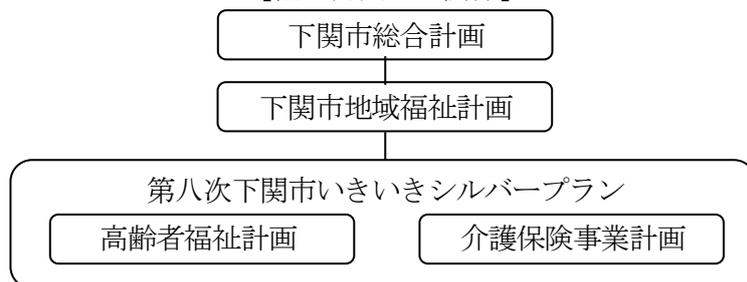
計画策定における市民参画の方策として、要介護認定者等を対象としたアンケート調査や、計画案を公表し意見を聴取するパブリック・コメントを実施している。

当該計画により下関市における介護予防、介護サービス提供等の方向性を示すとともに、介護保険事業の健全な運営のため、高齢者の実態把握、サービス提供の状況、ニーズ等から将来的な事業量を見込み、介護保険施設等の整備量や介護保険料を決定している。

#### 【各介護保険事業計画期間】

第1期	平成12年度～平成14年度	第5期	平成24年度～平成26年度
第2期	平成15年度～平成17年度	第6期	平成27年度～平成29年度
第3期	平成18年度～平成20年度	第7期	平成30年度～令和2年度
第4期	平成21年度～平成23年度	第8期	令和3年度～令和5年度

#### 【他の計画との関係】



### 3. 所管する主な業務

#### (1) 介護保険事業

高齢化が進む中、介護を必要とする高齢者が増加する一方で、核家族化、少子化等により家族だけで介護することは困難になっており、誰もが直面する介護を国民皆で支える社会保険の仕組みとして、平成12年度から「介護保険制度」が開始された。

##### 1) 被保険者

###### ア. 被保険者の種類

第1号被保険者 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者

第2号被保険者 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

##### イ. 被保険者数（第1号）

(単位：人)

年度	被保険者計	65歳～74歳		75歳以上		市全体人口	被保険者比率
			構成比		構成比		
29年度	91,104	43,392	47.6%	47,712	52.4%	265,026	34.4%
30年度	91,539	43,182	47.2%	48,357	52.8%	262,255	34.9%
R1年度	91,454	42,852	46.9%	48,602	53.1%	259,346	35.3%
R2年度	91,538	43,271	47.3%	48,267	52.7%	256,400	35.7%
R3年度	91,213	42,011	46.1%	49,202	53.9%	252,413	36.1%

注) 各年度未現在

##### 2) 要介護認定

###### ア. 要介護認定のしくみ

介護保険制度では、要介護（1～5）や要支援（1～2）の状態になった場合に介護サービスを受けることができる。判定基準は全国一律に定められており、被保険者からの認定申請を受けて認定調査員による調査が実施され、原則としてコンピュータによる一次判定結果及び調査票の特記事項、主治医意見書に基づき、保険者（下関市）に設置される介護認定審査会で要介護度区分が判定される。

##### イ. 要介護認定の状況

###### (ア) 要介護認定申請受付数

(単位：人)

年度	合計			
		新規	更新	変更
29年度	17,725	4,234	11,299	2,192
30年度	14,929	4,315	8,175	2,439
R1年度	17,221	4,159	10,789	2,273
R2年度	11,368	3,931	4,679	2,758
R3年度	15,073	4,014	8,396	2,663

## (イ) 要介護認定者数

各年度末現在 (単位: 人)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
29年度	3,384	2,721	4,403	2,604	2,101	2,466	1,481	19,160
30年度	3,627	2,848	4,386	2,617	2,077	2,504	1,497	19,556
R1年度	3,666	2,688	4,578	2,666	2,041	2,513	1,478	19,630
R2年度	3,859	2,679	4,693	2,744	2,119	2,588	1,419	20,101
R3年度	3,939	2,611	4,676	2,601	2,037	2,576	1,375	19,815

## ウ. 介護認定審査会

下関市介護認定審査会は、介護保険法第14条に基づき市の附属機関として設置され、要介護・要支援認定を受けようとする被保険者について、原則として「一次判定結果」、「特記事項」及び「主治医意見書」に基づき、下関市介護認定審査会運営要綱に規定される要支援認定基準又は要介護認定基準に照らし、介護保険法第27条から第35条まで及び第37条の規定により、その権限に属するとされている要介護及び要支援の審査・判定等に関する事務を公正かつ客観的に行う。

本市の場合、認定審査会は、32合議体で構成されており、保健・医療・福祉に関する160人の学識経験者によって構成されている。

## 【下関市介護認定審査会分野別委員内訳】

(令和4年7月1日現在/単位: 人)

医療分野			保健分野				福祉分野			計
医師	歯科 医師	薬剤師	保健師 助産師 看護師	理学 療法士	作業 療法士	その他 保健関係	介護 福祉士	社会 福祉士	その他 福祉関係	
32	11	13	32	11	8	0	27	7	19	160

## 3) 保険給付

## ア. 居宅介護（介護予防）サービス等区分支給限度基準額

サービスの種類	要介護度区分						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護 訪問入浴介護 ※1 訪問看護 ※1 訪問リハビリテーション ※1 通所介護 通所リハビリテーション ※1 短期入所生活介護 ※1 短期入所療養介護 ※1 特定施設入居者生活介護 ※2 福祉用具貸与 ※1 定期巡回・随時対応サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 ※1 小規模多機能型居宅介護 ※1 認知症対応型共同生活介護 ※1※2※3 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※2 看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス） 地域密着型通所介護	50,320 円/月	105,310 円/月	167,650 円/月	197,050 円/月	270,480 円/月	309,380 円/月	362,170 円/月
福祉用具購入費（1年度につき）※1	10万円						
住宅改修費（原則1回限り）※1	20万円						

※1 介護予防を含む。 ※2 短期利用に限る。 ※3 要支援1は利用不可。

## イ. 保険給付費の種類

## (ア) 介護サービス等諸費

要介護1～5の認定を受けた人が受けるサービス利用等に対する給付費。

## (イ) 介護予防サービス等諸費

要支援1・2の認定を受けた人が受けるサービス利用等に対する給付費。

## (ウ) その他諸費

山口県国保連合会に委託している介護給付費に係る審査及び支払事務の手数料。

## (エ) 高額介護サービス等費

要介護認定・要支援認定を受けた人の1か月間の利用者負担額が基準額を超える場合、超えた部分について償還払いの方式により支給する給付費。

## (オ) 高額医療合算介護サービス等費

医療保険と介護保険の1年間の利用者負担額を合算して基準額を超える場合、超えた部分について、費用按分して償還払いの方式により支給する給付費。

## (カ) 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設等における居住費、食費が過重な負担とならないよう、低所得者に対して軽減を行う給付費。

## ウ. 保険給付費の状況

(単位：千円)

年度	介護サービス等諸費	介護予防サービス等諸費	その他諸費	高額介護サービス等費	高額医療合算介護サービス等費	特定入所者介護サービス等費	合計
29	22,072,487	1,153,411	28,712	534,807	64,672	815,490	24,669,579
30	22,870,919	647,783	32,117	587,633	36,260	842,012	25,016,724
R1	23,191,759	677,561	19,827	622,774	81,301	869,060	25,462,282
R2	23,791,701	651,651	33,588	687,105	84,700	857,710	26,106,455
R3	23,786,039	683,959	32,170	677,820	91,628	661,782	25,933,398

## エ. 下関市の介護サービス提供事業者数 (令和4年4月1日現在)

### (ア) 居宅(介護予防)サービス事業者 424箇所 (注：訪問リハビリテーション

及び居宅療養管理指導は、みなし指定を除く。通所リハビリテーション、短期入所療養介護は、みなし指定を含む。)

訪問介護75、訪問入浴介護4、訪問看護29、訪問リハビリテーション2、通所介護67、通所リハビリテーション28、短期入所生活介護29、短期入所療養介護(介護老人保健施設)11、短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)1、短期入所療養介護(介護医療院)2、福祉用具貸与26、特定福祉用具販売29、特定施設入居者生活介護5、居宅介護支援104、介護予防支援12

### (イ) 地域密着型(介護予防)サービス事業者 178箇所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護6、地域密着型通所介護89、認知症対応型通所介護14、認知症対応型共同生活介護37、小規模多機能型居宅介護12、地域密着型介護老人福祉施設19、看護小規模多機能型居宅介護1

### (ウ) 介護保険施設 37箇所

介護老人福祉施設17、介護老人保健施設12、介護療養型医療施設1、介護医療院7

## 4) 地域支援事業

### ア. 地域支援事業の概要

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を福祉部 長寿支援課及び介護保険課並びに保健部 健康推進課の3課において実施している。

介護保険課では、介護給付等費用適正化業務及び福祉用具・住宅改修支援業務を実施している。

## 5) 保健福祉事業

### ア. 保健福祉事業の概要

保健福祉事業は、被保険者全体を対象に第1号保険料を財源とし、市町村が独自に実施する事業で、内容は介護保険法に定められており、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業とされ、長寿支援課及び介護保険課において実施している。

介護保険課では、介護人材確保のための取り組みを行っている。

## 6) 保険料

介護保険料は、介護保険法第129条第3項の規定により、介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等の支出額と、3年間の事業計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように決定している。

## 【第8期(2021年度～2023年度)介護保険料】

段階	対象者	保険料率	月額保険料	年間保険料
第1段階	○生活保護の受給者 ○老齢福祉年金(※1)受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ○世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額(※2)から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	×0.3 (※3)	1,650円	19,800円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の方	×0.4 (※3)	2,200円	26,400円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が120万円を超える方	×0.7 (※3)	3,850円	46,200円
第4段階	○世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円以下の方	×0.9	4,950円	59,400円
第5段階 (基準額)	○世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、前年の「課税年金収入金額」と「合計所得金額から年金収入に係る雑所得を引いた金額」の合計が80万円を超える方	×1.0	5,500円	66,000円
第6段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.2	6,600円	79,200円
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.3	7,150円	85,800円
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.5	8,250円	99,000円
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	×1.7	9,350円	112,200円
第10段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	×1.75	9,625円	115,500円
第11段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	×2.0	11,000円	132,000円
第12段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	×2.25	12,375円	148,500円

(※1) 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金

(※2) 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や医療費控除など)や特別控除(土地・建物を売却したときの譲渡所得で受けられる控除等)、損失の繰越控除をする前の金額。ただし、保険料の算定においては、譲渡所得に係る特別控除は、合計所得金額から控除される。

(※3) 低所得者の保険料軽減…低所得者の負担軽減を図るため、2015年度から公費投入による保険料軽減を実施。令和3年度から令和5年度においては、第1段階～第3段階の保険料軽減を継続します。

## 7) 保険財政

## ア. 介護保険特別会計介護保険事業勘定の決算状況

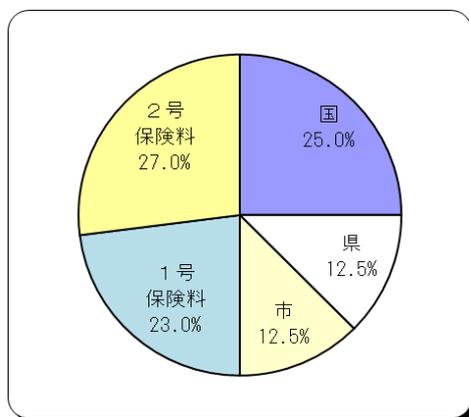
(単位：千円)

区 分		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
歳入	保険料	5,522,468	5,761,073	5,601,723	5,436,013	5,421,695
	使用料及び手数料	1,077	994	941	891	877
	国庫支出金	6,940,835	7,123,530	7,078,777	7,271,424	7,387,491
	支払基金交付金	7,098,073	6,956,500	7,202,815	7,339,871	7,243,538
	県支出金	3,680,457	3,819,303	3,967,549	4,009,904	3,997,844
	財産収入	1,694	2,888	2,699	1,648	1,383
	繰入金	3,864,512	3,949,176	4,199,133	4,500,178	4,406,705
	繰越金	584,663	869,236	568,859	446,615	422,574
	諸収入	26,388	6,365	13,716	9,108	14,172
	合 計	27,720,167	28,489,065	28,636,212	29,015,652	28,896,279
歳出	総務費	563,779	537,565	543,072	494,064	503,078
	保険給付費	24,669,579	25,016,724	25,462,282	26,106,454	25,933,398
	地域支援事業費	1,032,959	1,564,596	1,614,751	1,566,225	1,610,797
	保健福祉事業費	0	0	0	24,448	26,860
	基金積立金	400,174	279,321	207,465	144,846	1,384
	公債費	0	0	0	0	0
	諸支出金	184,440	522,000	362,027	257,041	296,525
	予備費	0	0	0	0	0
	合 計	26,850,931	27,920,206	28,189,597	28,593,078	28,372,042

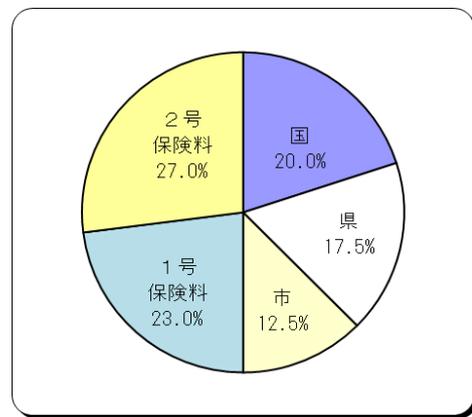
## イ. 財源構成

第8期 (2021年度～2023年度)

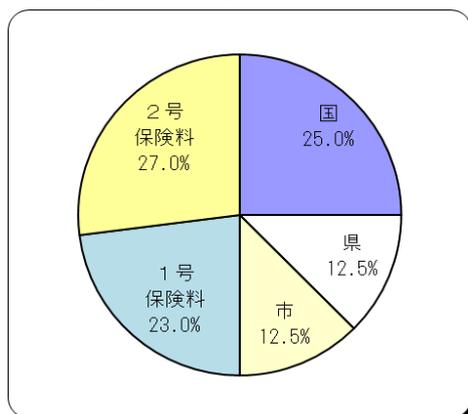
## ■介護給付 (居宅給付費)



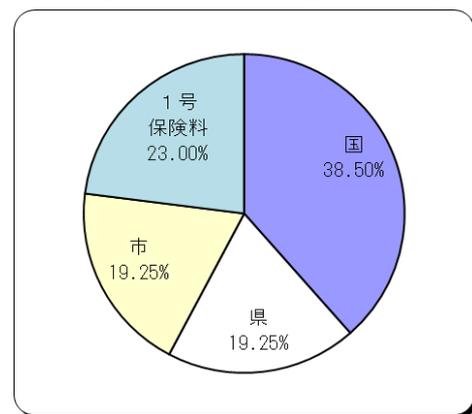
## ■介護給付 (施設等給付費)



## ■地域支援事業 (介護予防事業)



## ■地域支援事業 (包括的支援事業及び任意事業)



## 子 育 て 政 策 課

### 1. 子育て政策課の概要

支援政策係、放課後保育係の2係から構成され、子ども・子育てを支援する事業を所掌している。

### 2. 所管する主な計画・プラン

#### (1) 下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、

#### 下関市ひとり親家庭等自立促進計画(“F o r K i d s” プラン2020)

子ども・子育て支援法第61条第1項、次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく、令和2年度以降の5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立促進など、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。令和7年度以降については“F o r K i d s” プラン2025を策定予定。

### 3. 所管する主な業務

#### (1) 家庭への支援

##### 1) 児童環境づくり・子育て支援推進業務

ブックスタート推進事業、ファミリーサポートセンター事業、子育てサークルネットワーク推進事業、母親クラブの支援、ショートステイ、トワイライトステイ、新ショート・トワイライトステイ、病児保育等を行う。

(実績) 利用等の状況

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
ブックスタート(人)	1,798	1,628	1,440	1,560	1,529
ファミリーサポート(件)	2,494	2,041	2,337	2,545	2,754
ショートステイ(※)	16	31	9	69	74
トワイライトステイ(※)	296	99	57	177	218
新ショート・トワイライト(※)				4	32
病児保育(※)	4,076	3,605	3,291	1,468	1,538

※ 延べ利用児童数

## 2) 放課後児童健全育成業務（放課後児童クラブ）

小学校に就学している子どもで、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない若しくは養育ができない子どもを対象として、放課後、土曜日、長期休業中において、子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。

対 象 児 童	小学生
支 援 の 単 位	56単位（クラス）
開 所 時 間	月～金 放課後～午後6時30分 ※ 夏休等 午前8時～午後6時30分 土 午前8時～午後6時
保 育 料	月～金 4,000円 月～土 5,000円 ※ 夏休加算 2,600円

(各年度5月1日現在実績)

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍数	2,349	2,509	2,514	2,504

## 4. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

### (1) 児童館

児童に健全な遊びを提供することで、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、4か所の児童館の管理運営を行う。

#### 1) 施設一覧

No.	施設の名称	所在地	設置年月日
1	ゆたか児童館	川中豊町七丁目8番9号	昭和59年 4月 1日
2	ひかり童夢	上田中町一丁目16番1号	平成13年 1月 21日
3	ひこまる	彦島江の浦町一丁目4番30号	平成20年12月 7日
4	宇賀児童館	豊浦町大字宇賀7925番地1	昭和61年 4月 1日

#### 2) 施設の利用状況

(単位：人)

No.	施設の名称	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1	ゆたか児童館	19,495	19,678	14,608	11,758	8,745
2	ひかり童夢	16,307	14,842	13,727	8,236	7,024
3	ひこまる	17,691	16,650	16,218	12,759	10,123
4	宇賀児童館	2,293	2,840	3,802	4,244	3,180
	合 計	55,786	54,010	48,355	36,997	29,072

## (2) 次世代育成支援拠点施設 ふくふくこども館

### 1) 設置目的

次代を担う子どもたちを多世代で育み、子どもの健全な育成と子育てをしている家庭の支援を図る。

### 2) 施設の概要

構造	鉄骨造3階建 3階
床面積	2,676.38㎡
3階 屋上	プレイランド、多目的室、交流スペース・クリエイティブランド、こども一時預かり室、相談室、授乳室 ウッドデッキ、芝生広場
施設所在地	下関市竹崎町四丁目3番3号
供用開始	平成26年4月1日
開館時間	午前10時～午後6時
休館日	毎週水曜日（水曜日が祝日の場合は、翌平日） 年末年始（12月29日～1月1日）
指定管理者	下関こども未来創造ネット (公募、令和9年3月31日まで)

(利用料金) 条例に規定する使用料の範囲内で、指定管理者が定めた料金

区分	平日	土曜日/日曜日/祝日
こども一時預かり室	500円/1h	600円/1h
多目的室(全面)	1,000円/1h	1,200円/1h
多目的室(半面大)	600円/1h	700円/1h
多目的室(半面小)	400円/1h	500円/1h

(施設で行う事業)

遊び・体験学習事業	発達段階に応じた遊びができる場の提供
子育て家庭支援事業	子どもや子育て等に関する相談、情報提供
地域活力増進事業	市民及び子育て団体の活動支援、人材育成
郷土文化伝承事業	郷土文化を学べる場と機会の提供
利用推進事業	多彩な行事・イベント開催、施設広報活動

### 3) 施設の利用状況

(来館者数)

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
来館者	203,865	197,161	166,115	69,746	57,830

# 幼 児 保 育 課

## 1. 幼児保育課の概要

管理係、施設係、入園給付係の3係と、公立の保育所、こども園及び幼稚園から構成され、就学前児童施設・認可外保育施設に関すること、児童福祉施設の設置認可等に関することを所掌している。

## 2. 所管する主な計画・プラン

### (1) 下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、 下関市ひとり親家庭等自立促進計画(“F o r K i d s”プラン2020)

子ども・子育て支援法第61条第1項、次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく、令和2年度以降の5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立促進など、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。令和7年度以降については“F o r K i d s”プラン2025を策定予定。

### (2) 下関市立就学前施設の整備基本計画

「市立幼稚園・保育園の連携及び幼保一元化推進の基本方針」及び「下関市立幼稚園の適正規模・適正配置」、「保育環境適正化推進基本方針」の3つの基本方針を具現化するための基本計画。「第2次下関市総合計画」、「下関市子ども・子育て支援事業計画」の下位計画と位置づけしており、計画期間は平成27年度から令和6年度までの10年間

## 3. 所管する主な業務

### (1) 子どものための教育・保育給付事業

子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園等への施設型給付及び地域型保育給付の支給を行う。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度に基づき、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業(体調不良児対応型)等の業務を行う。

### (3) 市立保育所管理運営業務

市立保育所10園の管理及びその入所児童の保育を行う。

(こども未来部 幼児保育課)

#### (4) 市立幼稚園管理運営業務

市立幼稚園 7 園 (休園 1 園含む) の管理及びその入所児童の保育を行う。

#### (5) 市立認定こども園管理運営業務

市立認定こども園 9 園の管理及びその入所児童の保育を行う。

#### (6) その他の主な業務

これらの他に、児童福祉施設の設置認可、幼保連携型認定こども園の設置認可に関する業務、児童福祉施設整備資金元利補給業務、私立保育所援護対策業務、私立幼稚園就園奨励業務などの業務を行っている。

### 4. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018 年 12 月を参照。

#### (1) 保育所

##### 1) 施設一覧

No.	施設の名称	所在地	設置年月日	備考
1	長府第一保育園	長府宮の内町 1 番 38 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
2	長府第二保育園	長府中六波町 12 番 26 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
3	長府第三保育園	長府松小田本町 1 番 38 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
4	長府第四保育園	長府八幡町 1 番 1 号	昭和 49 年 6 月 1 日	
5	幸町保育園	幸町 18 番 6 号	昭和 49 年 6 月 1 日	
6	吉見保育園	吉見本町一丁目 16 番 1 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
7	彦島第一保育園	彦島福浦町二丁目 17 番 1 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
8	名池保育園	名池町 10 番 2 号	昭和 27 年 4 月 30 日	
9	幡生保育園	幡生宮の下町 25 番 13 号	昭和 57 年 4 月 1 日	
10	双葉保育園	豊浦町大字宇賀字川嶋 2984 番地 1	昭和 40 年 5 月 1 日	

##### 2) 施設の入所状況 (各年度 10 月 1 日現在 単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
公立	798	786	783	775	730
私立	2,932	2,895	2,854	2,770	2,685
合計	3,730	3,681	3,637	3,545	3,415

## (2) 幼稚園

## 1) 施設一覧

No.	施設の名称	所在地	設置年月	備考
1	第一幼稚園	貴船町三丁目 11 番 12 号	明治 32 年 4 月 1 日	
2	豊浦幼稚園	長府亀の甲二丁目 2 番 82 号	昭和 13 年 4 月 1 日	
3	清末幼稚園	清末西町一丁目 6 番 1 号	昭和 44 年 4 月 1 日	
4	小月幼稚園	小月宮の町 15 番 20 号	昭和 23 年 4 月 1 日	
5	川中幼稚園	伊倉本町 21 番 1 号	昭和 53 年 4 月 1 日	
6	豊東幼稚園	菊川町大字上大野字上ノ原 20 番地 1	昭和 29 年 4 月 1 日	
7	内日幼稚園	大字内日下字坂本 1031 番地	昭和 39 年 4 月 1 日	休園中

## 2) 施設の入所状況

(各年度 5 月 1 日現在 単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
公立	353	302	270	247	198
私立	286	261	278	254	320
合計	639	563	548	501	518

### (3) 認定こども園

#### 1) 施設一覧

No.	施設の名称	所在地	設置年月	備考
1	中央こども園	幡生新町1番10号	平成30年4月1日	
2	垢田こども園	新垢田東町一丁目2番7号	平成30年4月1日	
3	王喜こども園	王喜本町二丁目15番1号	平成27年4月1日	
4	菊川こども園	菊川町大字下岡枝字高田1504番地	平成27年4月1日	
5	西市こども園	豊田町大字矢田字横の田185番地	平成27年4月1日	
6	豊田下こども園	豊田町大字手洗字堂本273番地1	平成27年4月1日	
7	川棚こども園	豊浦町大字川棚字寺田5281番地	平成27年4月1日	
8	黒井こども園	豊浦町大字黒井字下北岡2159番地1	平成28年4月1日	
9	豊北こども園	豊北町大字滝部字上ノ原2992番地1	平成27年4月1日	

#### 2) 施設の入所状況

(各年度10月1日現在 単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
公立	1,023	1,001	1,001	950	912
私立	1,754	1,763	1,773	1,738	1,647
合計	2,777	2,764	2,774	2,688	2,559

認定こども園を含む子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月にスタートした制度

## こども家庭支援課

### 1. こども家庭支援課の概要

相談支援係、給付係の2係で構成され、家庭児童相談、要保護児童等の支援、助産施設・母子生活支援施設への入所等、ひとり親家庭及び寡婦等の援護、児童手当及び児童扶養手当、乳幼児・子ども・ひとり親家庭等医療費助成に関することを所掌している。

### 2. 所管する主な計画・プラン

下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、  
下関市ひとり親家庭等自立促進計画(“F o r K i d s” プラン2020)

子ども・子育て支援法第61条第1項、次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく、令和2年度以降の5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立促進など、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。令和7年度以降については“F o r K i d s” プラン2025を策定予定。

### 3. 所管する主な業務

#### (1) こども家庭支援拠点運營業務

従来の家庭児童相談室の機能を包含する包括的な支援の実施を目的として設置された下関市こども家庭支援拠点を運営し、子どもとその家庭及び妊産婦に対し、継続的なケースワーク業務を行う。また、養育支援を特に必要とする家庭を対象に、保健師等の訪問による専門的相談支援や子育て経験者等が養育者の育児・家事援助を行う養育支援訪問事業等の実施により、児童虐待の未然防止を図る。

#### 【こども家庭支援拠点新規相談件数】

	平成29年	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	122件	148件	184件	272件	210件

【養育支援訪問事業実績】※重複有、専門的相談支援は保健センター含む延べ件数

年度	件数合計	内訳	
		専門的相談支援	育児・家事援助
平成 29 年度	3 0 6 件	1 1 2 件	1 9 4 件
平成 30 年度	6 0 9 件	1 3 6 件	4 7 3 件
令和元年度	8 1 5 件	4 4 8 件	3 6 7 件
令和 2 年度	7 7 9 件	4 1 9 件	3 6 0 件
令和 3 年度	1, 0 0 2 件	4 9 0 件	5 1 2 件

(2) 助産施設・母子生活支援施設への入所等に関する業務

経済的理由により入院助産が困難な妊産婦を入所させ、分娩費を助成する助産制度、また、配偶者のいない女子等の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、母子生活支援施設において保護者及び児童の保護を実施する。

【助産件数】

年度	件数
平成 29 年度	3 件
平成 30 年度	2 件
令和元年度	4 件
令和 2 年度	2 件
令和 3 年度	6 件

【母子生活入所件数】

年度	入所世帯(児童数)	退所世帯(児童数)
平成 29 年度	3 (7)	4 (7)
平成 30 年度	0 (0)	3 (7)
令和元年度	0 (0)	0 (0)
令和 2 年度	0 (0)	0 (0)
令和 3 年度	1 (3)	0 (0)

(3) 母子等福祉援護業務

1) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、指定講座の受講に要する経費の一部を助成する。

2) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が対象資格を取得するために養成機関で修業する場合に、生活の経済的負担軽減のための給付金を支給する。

給付実績

	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
看護師	8	2 5	1 6	1 6	1 8
准看護師	4 4	2 4	1 8	2 9	1 7
社会福祉士	2	4	2	1	3
美容師	1	2	2	1	
保育士			1	1	2
理学療法士					1
合計	5 5	5 5	3 9	4 8	4 1

**(4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付業務**

母子及び父子並びに寡婦の経済的自立を助け、生活意欲の増進を図るために、就学支度資金、修学資金、技能習得資金、修業資金等の貸付を行う。

貸付実績

(単位：件)

	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
修学資金	1 5	2 1	2 1	1 4	8
技能習得資金	3	4	1		2
修業資金	1	1	1		1
就職支度資金	1				2
生活資金	1	1			1
転宅資金	1	3	1		1
就学支度資金	1 7	1 3	1 0	7	1 0
事業継続資金		1			
合 計	3 9	4 4	3 4	2 1	2 5

**(5) 児童手当・児童扶養手当の給付、医療費助成****1) 児童手当の給付・医療費の助成業務**

児童手当の給付、乳幼児医療費及び子ども医療費の助成を行う。

(実績) 年間給付額・助成額

(単位：千円)

	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
児童手当	3, 791, 360	3, 706, 295	3, 637, 915	3, 558, 300	3, 472, 930
乳幼児医療費	396, 969	380, 987	375, 802	311, 974	378, 594
子ども医療費	114, 065	112, 121	116, 548	97, 984	104, 283

**2) 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の助成**

児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等への医療費助成を行う。

(実績) 年間給付額・助成額

(単位：千円)

	H 2 9 年度	H 3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
児童扶養手当	1, 385, 993	1, 348, 846	1, 687, 136	1, 287, 550	1, 250, 577
ひとり親医療費	208, 176	199, 968	193, 614	163, 642	168, 420

## 保健医療政策課

### 1. 保健医療政策課の概要

総務係、医事薬事係、感染症対策係の3係が置かれ、献血推進、医療従事者免許事務、人口動態統計及び衛生統計事務、救急医療対策、医事・薬事事務、結核対策、感染症対策等の事務を所掌している。

また、課内室として健康危機管理室が置かれ、健康危機管理に係る計画等の企画立案、調査研究等の事務を所掌している。

### 2. 所管する主な業務

#### (1) 衛生統計事務

人口動態調査をはじめ、各種の厚生行政に関する調査を行い、情報収集に努めるとともに、保健衛生に関する諸データの整理を行っている。

#### (2) 救急医療対策業務

市民の急病などに対する不安を解消するため、下関市医師会、下関市歯科医師会と連携を図り、在宅当番医制、休日歯科診療所及び病院群輪番制により、救急医療体制を構築し円滑な運営を行っている。

#### (3) 医事・薬事業務

##### 1) 医事業務

医療関係法令に基づき、病院、診療所、歯科診療所など医療施設に関する申請、届出などの業務を行っている。

##### 2) 薬事業務

薬事関係法令に基づき、薬局、医薬品販売業及び毒物・劇物販売業等の許可・登録及び監視指導、また麻薬取扱者などの届出受付事務を行っている。

#### (4) 結核対策業務

結核の早期発見・早期治療を促進するため、一年を通して胸部健康診断（胸部エックス線撮影）を保健所にて実施している。また、結核患者との接触者（患者の家族等）等に対する健康診断、保健師による訪問指導等を通じて、結核のまん延防止及び再発の予防に努めている。

## (5) 感染症対策業務

### 1) 感染症の予防

感染症の発生を予防するための広報活動や、浸水被害などが発生した場合の防疫対策として消毒などを行っている。また、感染症の発生状況を把握するために、医療機関からの情報収集を行っている。

### 2) 感染症のまん延防止

インフルエンザ、O-157、麻しん（はしか）などが発生した場合、感染が広がることを防ぐために、感染源の調査、接触者の健康診断及び消毒等の対応を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の対応にもあたっている。

### 3) 性感染症（エイズなど）の予防

エイズなどの性感染症の予防のため、正しい知識の普及啓発に努め、性感染症に関する相談や助言を行っている。また、希望者には血液検査を行っている。

## (6) その他の主な業務

これらの他に、献血推進業務、医療従事者免許事務、医療相談業務、薬物乱用防止対策業務、結核予防に関する補助業務、結核患者に係る医療給付、健康危機管理に係る計画等の企画立案・調査研究などの業務を行っている。

# 地 域 医 療 課

## 1. 地域医療課の概要

地域医療課は、地域医療（救急医療体制に係るものを除く。）に関すること、病院事業の総合調整に関すること、市立病院の運営に関すること、夜間急病診療所及び島戸診療所の管理運営に関すること、下関市豊浦地域ケアセンターの管理運営に関することを所掌している。

## 2. 所管する主なプラン

### (1) 下関市地域医療の確保に関する基本計画

「第2次下関市総合計画」を踏まえ、山口県が策定する「第7次山口県保健医療計画」及び「山口県地域医療構想」との整合性を図りながら、基礎自治体として、将来も持続可能な地域の医療を確保するための医療施策の中心となる基本計画として、令和元年5月に「下関市地域医療の確保に関する基本計画」を策定した。

## 3. 所管する主な業務

### (1) 地域医療に関する業務

#### 1) 地域医療対策協議会等運營業務

山口県から委託を受け、下関医療圏の医療提供体制、医療連携及び地域医療構想等に関して協議を行い、医療計画等を推進していくとともに圏域内の医療体制の充実に努める。

#### 2) 地域医療確保対策業務

地域医療構想の推進に併せて、下関医療圏における持続可能な医療提供体制の早期実現を図る。

### (2) 市立病院の運営に関する業務

#### 1) 病院改革推進業務

地域において必要な医療提供体制の確保を図るため、公立病院経営強化ガイドラインに基づき市立病院改革を進める。

#### 2) 市民病院運營業務

市民病院が安定した経営を行えるよう、国の繰出基準に基づき運営費負担金並びに運営費交付金を交付するとともに、病院施設等の整備資金の貸付を行う。

また、業務の適正化を図るため、業務実績に関する評価を行い、議会へ報告を行う。評価の過程においては、「地方独立行政法人下関市立市民病院評価委員会」の意見を聴取することとしている。

## (3) 夜間急病診療所及び島戸診療所の管理運営に関する業務

## 1) 夜間急病診療業務

夜間の一次救急医療を確保するため、夜間急病診療所を開設し、内科・小児科の診療を行う。

## 2) へき地医療業務

豊北町において島戸診療所を開設し、医療の提供を行う。

## (4) 下関市豊浦地域ケアセンターの管理運営に関する業務

市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、豊浦地域ケアセンターの管理運営を行う。

## 4. 所管する施設

## (1) 下関市夜間急病診療所

開設	昭和52年10月16日
所在地	下関市大学町二丁目1番3号
敷地面積	3,404.81㎡
建築面積	306.92㎡
診療日	毎日
指定管理者	一般社団法人下関市医師会（非公募 R8.3.31まで）
診療科目	内科、小児科
診療時間	午後7時～午後11時

## (2) へき地診療所

名称	下関市島戸診療所
開設	平成3年（旧豊北町）
所在地	下関市豊北町大字神田4025番地2
敷地面積	145.62㎡
建築面積	80.32㎡
診療日数	45日（令和3年度）
指定管理者	医療法人社団若草会木本クリニック（非公募 R6.3.31まで）

(3) 下関市豊浦地域ケアセンター

開設	平成12年7月(旧豊浦町)
所在地	下関市豊浦町大字小串字石堂10007番地3
敷地面積	4,374.00㎡(豊浦病院敷地内に設置)
建物施設	延床面積 2,545.34㎡
実施事業	介護老人保健施設、訪問看護ステーション
定員数	入所定員:50人、通所定員:35人
指定管理者	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会(非公募 R8.3.31まで)

※公共施設の適正配置に関する方向性:令和8年譲渡

# 生活衛生課

## 1. 生活衛生課の概要

生活衛生係及び食品衛生係の2係において、生活衛生関係施設や食品衛生関係施設への計画的かつ効果的な監視指導、衛生水準の向上等の事務を所掌している。

## 2. 所管する主な業務

### (1) 生活衛生業務

#### 1) 営業の許可と監視・指導業務

日常生活にきわめて深い関係のある理容所、美容所、クリーニング店、浴場、旅館、興行場などの生活衛生関係営業の許認可と衛生状態などの監視指導、また、墓地、納骨堂などの経営の許認可と監視指導をしている。

#### 2) 特定建築物の監視・指導業務

多数の人が使用する建築物の衛生的環境を確保するために、監視指導を行っている。

#### 3) 遊泳用プールの指導業務

多数の人が利用する遊泳用プールの衛生的な管理について指導をしている。

#### 4) 飲料水の衛生業務

専用水道、簡易専用水道の施設の管理等に対する指導及び飲料水の水質基準に関する業務を行っている。

#### 5) 温泉業務

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可、監視指導を行っている。

### (2) 衛生思想の普及

健康で明るい町づくりを目的とする地区衛生組織の育成強化と組織活動支援のため、下関市快適環境づくり推進協議会への助成等を行っている。

### (3) 衛生害虫等の駆除相談

感染症を媒介するハエや蚊の発生を防止し快適な生活環境を保持するため、薬剤散布機の貸し出しを行っている。また、駆除相談及び害虫判定等を実施している。

### (4) 食品衛生業務

#### 1) 営業の許可と監視指導業務

食品衛生法に基づき、食品製造工場、飲食店等の許可、食品販売業等の届出受理及び施設の衛生や食品等の取り扱いに対する監視、指導を行っている。

## 2) 食品の安全確保と食中毒の未然防止業務

食品衛生監視員により、食品製造業、大量調理施設、大型食品販売店等を重点的に監視し、食品等の収去検査を行い、不衛生な食品や規格や基準に合わない食品の流通を防止するとともに、食中毒防止に努めている。

万一、食中毒が発生した場合は、拡大防止や再発防止の措置をとり、原因を追求し、原因施設の改善指導を行っている。

## 3) フグの安全確保業務

フグ処理施設やふぐ処理師に対し、監視・指導を行い、フグ中毒の未然防止を図っている。

## 4) 食の安心・安全推進業務

市民からの食品に係る苦情や相談に、迅速かつ的確に対応し、食品の安全性の確保と安心な食生活を推進している。

## 5) 家庭用品対策業務

家庭用品の安全を確保するため、家庭用品販売施設の監視・試買検査を実施している。

## (5) 栄養表示・給食施設の指導

健康増進法に基づき、食品の栄養表示等についての相談、指導を行うとともに、特定給食施設等における栄養管理の指導等を行っている。

## (6) その他の主な業務

臨時食品営業届出に関する事前指導や現地指導、土産品表示の監視などの業務を実施している。

# 試 験 検 査 課

## 1. 試験検査課の概要

保健行政及び環境行政に必要な微生物、理化学等の検査について、食品検査、感染症検査及び環境検査など、多岐にわたる試験検査を実施している。

## 2. 所管する主な業務

### (1) 生活衛生検査業務

食品衛生法に基づき食中毒関係の検体や市内の流通食品を対象として、細菌・ウイルス等の微生物、添加物、残留農薬などの検査を行っている。また、生活衛生課所管の法令により家庭用品や浴場水などの検査を実施している。

### (2) 感染症検査業務

感染症のまん延防止対策として、保健医療政策課との連携により新型コロナウイルス、腸管出血性大腸菌(0157等)、赤痢菌等の微生物検査を実施している。

### (3) 環境試験検査業務

公害関係諸法令(水質汚濁防止法等)及び公害防止協定に基づき、環境部の環境政策課等と連携し、環境(海水、河川、湖沼等)や工場等の排水監視、苦情対応等のため試料採取及び分析・測定を実施している。

### (4) 依頼検査業務

保健衛生上においての必要性から、市民より依頼された、食品、井戸水、糞便等の細菌、理化学検査等を有料で実施している。

### 3. その他

平成 29 年度から令和 3 年度の行政検査件数の実績推移

年度	生活衛生検査		感染症検査		環境試験検査		年度計	
	検体数	延べ項目数	検体数	延べ項目数	検体数	延べ項目数	検体数	延べ項目数
平成 29 年度	973	4,340	43	43	600	6,095	1,616	10,478
平成 30 年度	721	4,004	16	16	573	5,948	1,310	9,968
令和元年度	602	3,208	29	29	681	7,151	1,312	10,388
令和 2 年度	261	576	2,203	2,203	582	6,036	3,046	8,815
令和 3 年度	287	1,880	12,525	12,525	634	6,914	13,446	21,319
計	2,844	14,008	14,816	14,816	3,070	32,144	20,730	60,968

### 4. 所管する施設

#### (1) 衛生検査センター【試験検査課】

##### 1) 沿革

旧保健所の解体等の庁舎整備のため、試験検査課の移転先として平成 25 年 1 1 月竣工し、同年 1 2 月より運用を開始した。

##### 2) 施設の概要

所在地	下関市武久町二丁目 6 番 1 号
設置	平成 25 年 1 1 月
面積	敷地面積 1,216.81 m <sup>2</sup> 、建築面積 701.72 m <sup>2</sup> (いずれも計量検査場※を含む)
業務の内容	検査を主体とした試験検査課業務全般

※計量検査場：産業振興課所管業務

# 健康推進課

## 1. 健康推進課の概要

平成30年4月の機構改革により、保健部成人保健課のほか、保健総務課及びこども未来部こども保健課の業務の一部が統合されることにより、健康推進課として新設された。健康づくり・各種健康診査及び予防接種・母子保健・精神保健・難病対策などの多種多様な業務に取り組むため、課内に庶務係・健康づくり係・成人保健係・母子保健係・精神難病支援係の5係の他、地域の保健サービスを担う総合窓口として、8保健センターを設置している。

また、令和4年1月1日付で課内室として新型コロナワクチン予防接種室を行政組織規則上の組織として新たに位置づけ、ワクチン接種業務の円滑かつ効率的な実施を図っている。

## 2. 所管する主な計画・プラン

### (1) 主な計画・プラン

#### 1) 下関市健康づくり計画「ふくふく健康21」(第二次)

本市の健康づくり計画として平成19年3月に策定。第二次計画は平成26年3月に策定し、平成30年度に中間評価、令和5年度に最終評価をする。「いのち」を考え「生きる力」を育む豊かな社会の実現に向け、市民・企業・行政機関等がそれぞれの役割を担い、社会全体で「いのちのハーモニー」を奏でることができる健康なまちづくりを推進することを理念とする。令和6年度以降の次期計画策定は令和4年度に方針を決定する。

#### 2) 下関市食育推進計画「第3次下関ぶちうま食育プラン」

第1次計画(平成20～24年度)、第2次計画(平成25～29年度)を引き継ぎ、平成30年3月に策定。市民一人ひとりが食育を進め、それぞれが地域に広がり、つながり、個人・地域の財産づくりが大きな“わ”になるよう、食育を総合的・計画的に推進することを理念とする。

なお、第3次計画は令和4年度までの取組みであるため、令和4年度に第3次計画の最終評価と、次期計画(令和5年度～令和9年度)の策定を並行して行っている。

#### 3) 下関市自殺対策計画

本市の自殺対策を進めていくため、令和2年3月に策定。自殺対策に係る関係機関が相互に有機的な連携を図り、包括的な支援を行うことで、全ての人がかげがえのない存在として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができる社会の実現に取り組む。「支え合い いのちをつなぐ」～誰も自殺に追い込まれることのない下関の実現を目指して～を本計画の理念とする。

### 3. 所管する主な業務

#### (1) 健康づくり業務

##### 1) 健康づくり推進業務

健康づくり計画「ふくふく健康21」、食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」を策定し、市民が健康に関心を持ち、自らが気づき、考えることで「生きる力」を育んでいける取組みを推進している。健康フェスタ等のイベントや各種事業を通じて、市民の健康づくりの意識の向上を図っている。

また、地域に密着した健康づくりを推進するため、下関市食生活改善推進員や下関市保健推進委員等の育成や自主活動を支援している。

##### 2) 歯科保健業務

8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進し、生涯を通じた歯・口腔の健康及び口腔機能の維持・向上を図っている。また、（一社）下関市歯科医師会と共催で「よい歯のコンクール下関地区大会」及び「実年・熟年・寿年いい歯のコンクール下関大会」等のコンクールを実施し、歯科保健の普及啓発を図っている。

##### 3) 国民健康・栄養調査等業務

健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を把握する調査を実施している。

#### (2) 成人保健業務

青・壮年期から健康増進と生活習慣病の予防及び早期発見、早期治療を図るため、健康増進法に基づく保健サービスを実施している。

##### 1) 健康手帳業務

自らの健康管理と医療に役立てるために健康手帳の利用を促している。

##### 2) 健康教育業務

生活習慣病予防及び介護予防のための正しい知識の普及を図り、健康的な生活習慣改善への支援を実施するために、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等による講習会の開催や、放送・市報等の広報媒体を活用して、健康に関する知識の普及啓発に努めている。

##### 3) 健康相談業務

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

##### 4) 健康診査業務

生活習慣病の早期発見・早期治療のために、各種健康診査を実施している。また、健診結果に基づき、保健指導や受診勧奨を行っている。

- ・胃がん検診                      ・大腸がん検診                      ・肺がん検診                      ・子宮がん検診
- ・乳がん検診                      ・骨粗しょう症検診                      ・前立腺がん検診
- ・肝炎ウイルス検診                      ・生活習慣病予防健康診査

※18歳から39歳以下の健診を受ける機会のない者に対しては、若年基本健康診査及び若年骨粗しょう症検診を実施している。

#### 【各種がん検診 実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
肺がん検診	4,068人	4,016人	4,026人	3,160人	3,350人
胃がん検診	2,364人	2,305人	2,544人	1,936人	1,957人
大腸がん検診	8,203人	7,917人	8,148人	7,315人	7,271人
子宮がん検診	10,393人	10,329人	10,158人	9,606人	10,094人
乳がん検診	4,199人	3,837人	4,063人	3,343人	3,748人
前立腺がん検診	2,286人	2,184人	2,425人	2,280人	2,384人

#### 5) 訪問指導業務

療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師等が訪問し、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図るため、必要な指導を行っている。

#### 6) 原爆被爆者医療事務業務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（略称：被爆者援護法）に基づき、被爆者の健康管理のため、春・秋の定期健康診断、健康相談等を行うとともに、各種手当の支給申請等に係る進達事務等を行っている。

#### 7) 肝炎対策業務

肝炎ウイルス検査、肝炎治療費助成制度の申請の受付を行っている。

#### 8) 予防接種業務（成人）

感染症の発生及びその流行を未然に防止するため、法律で定められた予防接種のうち、成人の予防接種を市内及び県内の委託医療機関で実施。対象者等については、市報、ホームページ等でお知らせしている。

### (3) 母子保健業務

#### 1) 母子保健業務（健康診査・健康相談・健康教育・家庭訪問等）

母子保健法に基づき、母性の健康管理と乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊産婦並びに乳幼児に対し健康診査を行い、健康の保持増進及び異常の早期発見を行い、適切な助言指導や必要なサービスに結び付けている。

また、4か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業

(乳児家庭全戸訪問事業)」をはじめ、経過観察が必要な児や育児支援を必要とする家庭などに対して家庭訪問等を行い、適切な助言指導や子育てに関する情報提供を行うなどの育児支援を行っている。母親(両親)学級、育児学級等の健康教育や保健センター等での育児相談等では、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や助言指導、情報提供を行い不安の解消を図り、安心して子育てができるよう支援し、児童虐待の発生予防に努めている。

さらに、「下関市妊娠・子育てサポートセンター(子育て世代包括支援センター)」では、妊娠届出時に保健師等の専門職が妊婦等に全数面談を行い、手厚い支援が必要な方に対して、母子に寄り添うなどきめ細やかな支援に努めている。産後ケア事業、産前・産後サポート事業(妊娠・出産包括支援事業)として出産前後の支援を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行っている。

発達の遅れ等が気になる児などに対し専門医等が相談指導を行う「子どもの心とからだの相談室」、発達支援のための「親子教室(乳幼児発達支援学級)」を行い、並びに県が実施する療育相談会(心身障害児総合療育機能推進事業)を利用するなどして必要な相談指導と事後フォローに努めている。

保育園等の年中児(5歳児)を対象にした「幼児発達相談推進事業(5歳児相談会)」では、専門医等による助言指導を行い、就学に向けて適切な支援に結び付けている。

#### 【妊娠届出数の実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
妊娠届出数	1,703人	1,678人	1,508人	1,472人	1,472人

## 2) 予防接種業務(子ども)

感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法で定められた定期予防接種を公費負担で行っている。

## 3) 不妊・不育に関する相談・不妊治療給付助成事業

不妊等で悩んでいる夫婦を対象に、専門医による「不妊・不育専門相談」を行っている。

また、不妊症のため子どもに恵まれない夫婦に対して、不妊治療費の一部を助成している。

#### 【不妊治療費助成の実績】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般不妊治療費	195件	149件	157件	148件	153件
特定不妊治療費	219件	229件	196件	196件	308件

## 4) 未熟児養育医療

出生時の体重が2,000g以下、又は医師の診断により身体の発育が未熟なまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し養育を行う必要のある子どもに対して医療費の給付を行っている。

## 5) 自立支援医療（育成医療）

将来にわたって身体に障害を残すおそれがある児童に対し、機能を回復するために、必要な医療費の給付を行っている。

## (4) 精神保健福祉業務

### 1) 精神保健福祉業務（精神保健福祉相談・訪問指導・措置業務等）

保健所業務として「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」に基づき各種届出書類に関する事務を行うとともに、自傷他害のおそれのある精神障害者の診察立会・入院調整・入院措置等の措置入院に関する業務を行っている。

保健師や精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談・訪問指導を随時実施し、精神障害者に対する適切な医療を確保し、こころの健康の保持・増進を図るための援助や指導を行っている。定例では精神科医師によるこころの健康相談も実施している。また、精神障害者家族教室やひきこもり家族教室を実施し、当事者のみならずその家族への支援を行っている。

### 2) 自殺対策事業（いのちのワクチン事業）

全国の自殺者数は減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症拡大の中、令和2年には11年ぶりに前年を上回った。令和3年は前年から減少したものの2万を超える方が自ら命を絶っており、依然として高い水準が続いている。このような状況の中、自殺を予防する事業を「いのちのワクチン事業」と称して取り組んでいる。こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を図るための講演会や研修会を開催するとともに、企業等からの職場のメンタルヘルス等に関する出前講座の依頼に積極的に対応している。また、パネル展示やグッズ配布による自殺予防に関する普及啓発等を行い、自殺対策の推進に務めている。

### 3) 自立支援医療（精神通院医療）

障害者総合支援法に基づき、精神疾患のある方の通院医療にかかる医療費を公費助成する自立支援医療（精神通院医療）支給認定の申請受付、県へ進達、受給者証の交付を行っている。

### 4) 精神障害者保健福祉手帳

山口県が交付する精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請受付、県への進達、手帳の交付を行うとともに、手帳による各種支援策の情報提供や、制度利用のための手帳所持証明事務を行っている。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1 級	516 人	524 人	519 人	492 人	471 人
2 級	1,274 人	1,313 人	1,337 人	1,350 人	1,356 人
3 級	601 人	694 人	764 人	827 人	872 人
合計	2,391 人	2,531 人	2,620 人	2,669 人	2,699 人

## (5) 難病対策事業

### 1) 難病患者在宅ケア推進業務

在宅療養の難病患者とその家族の支援のため、保健師等による在宅患者の訪問相談、医療相談会・講演会・交流会等を開催するとともに、医療・福祉関係機関と連携して医療・地域療養支援のネットワークづくりを行っている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、特定医療費（指定難病）の公費負担申請に係る事務を行っている。

### 2) 小児慢性特定疾病対策業務

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病の治療に係る医療費の一部を助成するとともに、特殊寝台等の日常生活用具の給付を行っている。また、小児慢性特定疾病児童の適切な療養の確保、日常生活上の不安を軽減するため、専門の相談員による相談支援を行っている。

## (6) 介護予防業務

### 1) 介護予防普及啓発業務

65歳以上の高齢者に対して、健康講座等の開催により、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を行っている。また、自立した生活を送ることができるように、生活機能の維持向上を目的に、運動を主体とした介護予防教室を開催している。

### 2) 認知症対策業務

認知症の者や介護を行う家族の支援を行うために、認知症の者の相談や、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施している。また、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である住民ボランティアの育成を図るために認知症サポーター養成講座等を開催している。

## (7) 新型コロナウイルスワクチン予防接種業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び重症化予防の観点から、個別医療機関及び集団接種会場における新型コロナワクチン接種体制を確保し、希望する市民全員が接種可能な体制を構築する。

令和4年9月下旬からは、従来株とオミクロン株に対応した2価ワクチンによる接種を、初回接種（1・2回目）を終了した12歳以上の全ての市民を対象に迅速かつ円滑に実施するとともに、小児や乳幼児、また、これまでワクチン接種をしていない方の接種機会も継続的に確保していく。

## 【接種状況 (令和4年11月28日現在)】

		4歳以下	5歳～11歳	12歳～59歳	60歳以上	合計
人口		7,789人	13,619人	125,241人	107,347人	253,996人
接種 人数	1回目	27人	2,324人	105,186人	100,087人	207,624人
	2回目	0人	2,226人	104,623人	99,909人	206,758人
	3回目	0人	655人	76,059人	95,994人	172,708人
	4回目	—	—	28,133人	82,277人	110,410人
	5回目	—	—	736人	15,008人	15,744人
接種率	1回目	0.35%	17.06%	83.99%	93.24%	81.74%
	2回目	0%	16.34%	83.54%	93.07%	81.40%
	3回目	0%	4.81%	60.73%	89.42%	68.00%
	4回目	—	—	22.46%	76.65%	43.47%
	5回目	—	—	0.59%	13.98%	6.20%

## 4. 所管する施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

## (1) 保健センター

	設置	概要
唐戸保健センター	H26.2	南部町・本庁舎新館3階 占有面積 424.40 m <sup>2</sup>
新下関保健センター	H26.2	秋根南町二丁目・勝山公民館1階 占有面積 508.99 m <sup>2</sup>
山陽保健センター	H10.4	長府松小田本町・長府東公民館1階 占有面積 149.45 m <sup>2</sup>
彦島保健センター	H15.4	彦島江の浦町一丁目・建物面積 333.75 m <sup>2</sup>
菊川保健センター	H17.2	菊川町大字下岡枝 ・建物面積 247.20 m <sup>2</sup>
豊田保健センター	H17.2	豊田町大字殿敷 ・建物面積 428.60 m <sup>2</sup>
豊浦保健センター	H17.2	豊浦町大字川棚 ・建物面積 630.41 m <sup>2</sup>
豊北保健センター	H17.2	豊北町大字滝部 ・建物面積 1398.04 m <sup>2</sup>

特定医療費（指定難病）、不妊治療費助成、小児慢性特定疾病、育成医療、未熟児養育医療等の申請受付業務を行うほか、乳幼児訪問、育児相談、健康相談、各種健康教室などを行っている。

## 動物愛護管理センター

### 1. 動物愛護管理センターの概要

動物愛護の意識を高め、及び公衆衛生の向上を図るため、保健部の出先機関として動物愛護管理センターが置かれている。

### 2. 所管する主な業務

#### (1) 畜犬等対策業務

##### 1) 犬の登録事務

狂犬病予防法に基づき、犬の登録を行っている。

##### 2) 狂犬病予防注射済票の交付事務

狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射済票の交付を行っている。

また、毎年4月に、市内に会場を設けて、狂犬病予防注射の集合注射を行っている。

##### 3) 野犬の捕獲・迷い犬の保護

野犬の捕獲及び迷い犬の保護を行っている。

#### (2) 動物愛護管理業務

##### 1) 動物の管理と適正飼養についての普及啓発

犬・猫の正しい飼い方についての普及啓発活動を行っている。

また、動物に関する相談を受けている。

##### 2) 犬・猫の譲渡会の開催

犬・猫の譲渡会及び譲渡前講習会を毎月3回開催している。

##### 3) 犬のしつけ方教室の開催

しつけ専門のインストラクターによる犬のしつけ方教室を開催している。

##### 4) 猫の不妊去勢手術助成金交付

不幸な猫を増やさないために、飼い猫及び飼い主のいない猫を対象に不妊去勢手術料の一部を助成している。

##### 5) 第一種動物取扱業の登録審査、検査・指導等

第一種動物取扱業に係る登録申請の審査・登録、飼養施設の検査・指導、動物取扱責任者に対する研修会を実施している。

6) 第二種動物取扱業の届出受付、検査・指導

第二種動物取扱業に係る届出の受付、飼養施設の検査・指導を実施している。

7) 特定動物の飼養許可、検査・指導

特定動物に係る飼養許可申請の審査・許可、飼養施設の検査・指導を実施している。

8) 犬・猫の引取り

やむなく家庭で飼えなくなった犬・猫の引取りを行っている。

9) ミルクボランティア

殺処分していた幼猫を、2か月齢になるまで市民ボランティアに哺育してもらい、譲渡に出すことで殺処分を減らしている。

(3) 動物愛護管理センター業務

施設の維持管理とともに、捕獲犬及び不要犬・猫の収容、殺処分及び焼却を行っている。

また、ペット（犬・猫及びこれに準ずる動物）の火葬を行っている。

3. 所管する施設

(1) 動物愛護管理センター（愛称：動物ふれ愛ランド下関）

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

	設置	概要
動物愛護管理センター	H21.4	大字井田・建物面積 1433.37 m <sup>2</sup>

愛護棟では、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射に関する業務をはじめ、動物の愛護と適正飼養の普及啓発のため、犬のしつけ方教室、いのちの教室等を行っている。

また、犬・猫の新しい飼い主を探すための譲渡会、譲渡前講習会を行っている。管理棟では、犬・猫の保護、収容、殺処分、焼却及びペット火葬を行っている。

# 豊田中央病院

## 1. 病院事業の概要

「下関市立豊田中央病院及び診療所の設置等に関する条例」に基づき設置された下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所の1病院、2診療所の管理運営を行う。

## 2. 所管する主な業務

### (1) 下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所に関する業務

下関市北部地域（菊川町、豊田町、豊北町）の山間へき地・過疎地域では、廃業等により医療機関が減少し、また、民間医療機関の立地も困難となってきた中、下関市では豊田中央病院、殿居診療所及び角島診療所を運営し、地域住民に対して良質な医療サービスを提供するとともに、豊田中央病院では24時間救急医療体制を維持し、不採算となる夜間休日の医療サービスも提供している。

## 3. その他（今後の課題）

### (1) 下関市立豊田中央病院

へき地における医師等の医療スタッフの確保は厳しい状況にあるが、医師のキャリア形成支援、総合医の育成、勤務環境の整備を行うことにより、医師数を確保し、安定した経営を図っていきけるよう取り組むとともに、保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムを推進する。

## 4. 所管する主な施設

### (1) 下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所

#### 1) 沿革

昭和27年09月 殿居村、豊田中村、西市町、豊田下村及び豊田前村の5カ町村をもって「国民健康保険豊田5カ町村組合」を組織し、「豊浦中央病院」として発足

平成06年11月 全面改築に着手（平成7年11月に完成）

平成17年02月 下関市と豊浦郡4町の合併により、新たに「下関市立豊田中央病院」、「下関市立豊田中央病院殿居診療所」開設

平成18年04月 国民健康保険特別会計から下関市立角島診療所及び下関市立神玉診療所を移管

平成22年04月 下関市立神玉診療所を廃止（平成22年4月1日）

## 2) 現況及び業務の概要

施設名	豊田中央病院	殿居診療所	角島診療所
所在地	豊田町大字矢田 365 番地 1	豊田町大字荒木 51 番地 2	豊北町大字角島 1418 番地 4
敷地面積	病院及び診療所用地 10,410.01 m <sup>2</sup>	997.40 m <sup>2</sup>	597.06 m <sup>2</sup>
	宿舎用地 2,992.78 m <sup>2</sup>		290.00 m <sup>2</sup>
延床面積	病院施設 4,772.98 m <sup>2</sup>	159.82 m <sup>2</sup>	168.08 m <sup>2</sup>
	宿舎 6 棟 839.66 m <sup>2</sup>		1 棟 113.50 m <sup>2</sup>
診療科目	9 科 内科、外科、眼科、整形外科、 脳神経外科、泌尿器科、皮膚 科、小児科、リハビリテーション科	2 科 内科、外科	3 科 内科、外科、小児科
病床数	許可病床数：71 床 ・一般病床 60 床 ・療養病床 11 床（休棟）		
管理状況	直営	直営	直営
職員数	医師 7 人（角島診療所医師 1 人含む） 看護師 30 人 薬剤師 2 人 医療技術員 10 人 事務職 5 人 計 54 人		(令和 3 年度末時点)

## 3) 施設の現況

## ア. 診療科別外来患者数

(単位：人)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総合診療科	11,442	11,971	11,894	10,586	10,983
外科	265	299	257	252	741
脳神経外科	276	257	309	235	164
整形外科	4,715	5,139	5,250	4,368	3,298
泌尿器科	655	768	940	947	997
皮膚科	—	—	—	1,200	1,075
眼科	8,859	8,609	9,418	8,296	8,100
病院計	26,212	27,043	28,068	25,884	25,358
殿居診療所	1,620	1,499	1,409	1,185	1,122
角島診療所	2,231	2,080	2,037	1,990	2,029
診療所計	3,851	3,579	3,446	3,175	3,151
合計	30,063	30,622	31,514	29,059	28,509

イ. 診療科別入院患者数

(単位：人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
内 科	14,431	14,524	13,690	11,993	10,366
外 科	—	—	—	—	875
眼 科	953	1,116	1,366	814	957
合 計	15,384	15,640	15,056	12,807	12,198

4) 将来計画

山間へき地・過疎地域の地域住民が安全で安心して生活できるよう医療の向上を図り、地域住民への医療の確保に努めていきたい。



(教育委員会)

## 教 育 委 員 会

(令和5年2月1日現在)

役 職 名	氏 名	職 業	任 期
教 育 長	児 玉 典 彦	公 務 員	自 令和3年4月15日 至 令和6年4月14日
教 育 長 職 務 代 理 者	小 田 耕 一	農 業	自 令和3年4月20日 至 令和7年4月19日
委 員	藤 井 悦 子	歯科医院 事 務 長	自 平成31年4月20日 至 令和5年4月19日
委 員	吉 村 邦 彦	会 社 役 員	自 令和4年4月20日 至 令和8年4月19日
委 員	佐 々 木 猛	保 険 代 理 店 代 表 者	自 令和2年4月20日 至 令和6年4月19日

# 機構及び事務分掌

(令和4年4月1日現在)



# 教 育 政 策 課

## 1. 事務分掌

- 1) 教育委員会の会議に関すること。
- 2) 重要な教育施策の調査、研究、企画、立案及び調整に関すること。
- 3) 教育委員会の事務分掌及び組織に関すること。
- 4) 条例、規則等に係る事務の統括に関すること。
- 5) 教育委員会所管の予算編成及び決算の統括に関すること。
- 6) 職員(校長、園長、教員及び県費負担事務職員を除く。)の人事に関すること。
- 7) 教育委員、教育長及び職員(県費負担教職員を除く。)の諸給与に関すること。
- 8) 職員(県費負担教職員、市立高等学校の教員、幼稚園の園長、教員を除く。)の勤務時間  
その他勤務条件に関すること。
- 9) 労働安全衛生に関すること。
- 10) 公印の管守に関すること。
- 11) 訴訟、審査請求、請願、陳情の連絡調整に関すること。
- 12) 表彰に関すること。
- 13) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。
- 14) 教育施策の広報に関すること。
- 15) 教育行政に関する相談に関すること。
- 16) 教育の統計に関すること。
- 17) 専修学校、各種学校及び外国人学校の助成に関すること。
- 18) 小学校・中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- 19) 学校跡地利用に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 20) 教育センターに関すること。
- 21) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- 22) 教育委員会の後援名義の承認に関すること。
- 23) 教育委員会内の連絡調整に関すること。
- 24) 教育委員会内他課等の所管に属しないこと。

## 2. 所管する主な計画

### (1) 下関市教育振興基本計画(下関市教育大綱)

下関市教育振興基本計画(第3期計画期間:令和2年度~令和6年度)は、時代の変化に応じた新たな主要施策を設定し、施策の評価・点検を適切かつ確実に実施することで、適宜、施策、事業の見直しを図り、よりよい教育行政の実現をめざして、令和2年8月に策定している。

本市の教育がめざす人間像を明確にし、これを実現するための中期的な目標及び方針を定めることで、教育の振興に関する方向性を示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって教育基本法に定められている「教育の目的及び理念」の達成をめざしている。

## (2) 下関市立学校適正規模・適正配置基本計画

下関市立学校適正規模・適正配置基本計画(第3期計画期間:令和2年度~6年度)は、少子化に伴い、市立小中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子どもたち一人ひとりの「生き抜く力」を育てることができる、よりよい教育環境を提供することを目的として、市立小中学校の適正規模・適正配置について、基本的な考え方や具体的な方策を示し、その取組を円滑に進めるため、令和2年11月に策定している。

## 3. 所管する主な業務

### (1) 教育委員会の運営

教育行政運営に関する課題等を把握するとともに、教育行政の中心的な役割を担い、教育施策の推進を図る。

### (2) 教育委員会事務局の運営

教育委員会事務局の人事、事務等の管理を行い、教育委員会事務局の円滑な運営に努める。

### (3) よりよい教育環境の提供

少子化に伴い、市立小中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子どもたち一人ひとりの「生き抜く力」を育てることができる、よりよい教育環境を提供する。

### (4) 隣接地域との連携・交流

下関市、北九州市、長門市及び北九州都市圏に在住もしくは在校(園)している小学校、中学校、特別支援学校等の児童生徒並びに3歳以上の幼稚園、保育園、こども園の園児を対象に、下関市、北九州市、長門市及び北九州都市圏の文化教育施設等の無料(一部割引)のパスポートを発行し、施設の利用を通じて楽しく郷土の歴史・文化・自然に接する機会を増やし、子ども達の「心の豊かさ」を育むとともに、「家族のふれあい」の増進を図るための「こども文化パスポート事業」を実施する。

# 学 校 教 育 課

## 1. 事務分掌

- 1) 校長、教員及び県費負担事務職員の人事、免許、服務、給与、福利厚生等に関すること。  
(幼稚園教員に関することを除く。)
- 2) 学校評価及び教職員評価に関すること。(幼稚園に関することを除く。)
- 3) 学校の設置及び廃止に関すること。
- 4) 学校組織・学級編制に関すること。
- 5) 児童、生徒の就学に関すること。
- 6) 学校訪問に関すること。
- 7) 特別な支援を要する児童、生徒の教育支援に関すること。
- 8) 就学援助に関すること。
- 9) 特別支援教育就学奨励費に関すること。
- 10) 通学区域の設定・変更に関すること。
- 11) 遠距離通学費補助に関すること。
- 12) 私立学校の連絡に関すること。
- 13) 下関市奨学金に関すること。
- 14) 私立学校(小中学校、高校)の助成に関すること。
- 15) 教職員住宅の入居に関すること。
- 16) 教職員団体に関すること。
- 17) 生徒指導推進室との連絡調整に関すること。

### 生徒指導推進室

- 1) 学校安全(交通安全、防災、防犯)に関すること。
- 2) 児童、生徒の交通事故に関すること。
- 3) 児童、生徒の学校事故に関すること。
- 4) 児童、生徒の問題行動に関すること。
- 5) 通学路の安全に関すること。
- 6) 子ども安心メールに関すること。
- 7) スクールガードに関すること。
- 8) 生徒指導及び進路指導に関すること。
- 9) 教育相談に関すること。
- 10) 教育支援教室及び不登校児童生徒支援に関すること。

## 2. 所管する主な業務

### (1) 教職員の適切な配置

#### 1) 教職員の適正な人事管理

各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれのモチベーションやキャリアステージに応じた資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある学校づくり、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進等の諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全市的な視野に立って、人事異動を行う。

## 2) 非常勤講師の活用

山口県教育委員会と連携し、非常勤講師の配置によって、学校の実情に応じた、よりきめ細やかな指導が行える体制を整える。

## (2) 特別支援教育の推進

障害のある子供の状況を正しく理解し、一人ひとりの可能性が最大限に伸長される適切な就学先や必要な教育支援について審議するため、下関市教育支援委員会を開催する。

特別な支援を必要とする子供が就学する小・中学校において、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な支援・介助を行う特別支援教育支援員を配置する。

## (3) 就学に対する援助

義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる公立小・中学校（県立中等教育学校前期課程を含む）の児童生徒の市内在住の保護者に対して、必要な援助を行う。

また、特別支援学級への就学については、就学に関しての特別な事情を鑑みて保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を交付する。

## (4) 遠距離通学に対する支援

豊田、豊浦、豊北地区において、スクールバスの運行を実施する。

また、片道の通学距離が小学校は4 km 以上、中学校は6 km 以上の児童生徒を対象に通学費の援助を行う。

## (5) 奨学金の貸付

有用な人材育成のため、向学心があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を貸し付け、支援する。

## (6) 不登校児童生徒への個別支援の実施

不登校児童生徒に対して、教育支援教室（「かんせい」及び「あきね」）における体験活動や学習支援、外部機関と連携しての発達支援、「教育相談室」における相談活動等を実施する。

また、学校だけでは対応が困難なケースは「カウンセリングアドバイザー」や「スクールソーシャルワーカー」を派遣し、状況の改善に努める。

## (7) 生徒指導体制の充実

児童生徒の問題行動等に係る実態を把握し、保護者や地域、児童相談所や警察等の関係機関との連絡調整も踏まえ、学校とともに対処策を多角的に検討するなど適切な支援に努める。

小・中学校におけるいじめ、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の未然防止、早期発見・対応の充実とともに、登下校時を含む児童生徒の安全確保、学校教育に対する保護者からの指摘等に対して、生徒指導推進室が積極的に学校を訪問し、指導・支援を図る。

# 教 育 研 修 課

## 1. 事務分掌

- 1) 教育課程、学習指導等についての指導助言に関する事。
- 2) 教職員の研修に関する事。(園長及び幼稚園教員の専門研修に関する事を除く。)
- 3) 学校訪問に関する事。
- 4) コミュニティ・スクールに関する事。
- 5) 教科用図書及び教材の取扱に関する事。
- 6) 学校教育諸活動に係る職員(外国語指導助手及び学校司書)に関する事。
- 7) 学校教育の振興及び学校教育諸団体との連絡調整に関する事。

## 2. 所管する主な業務

### (1) 教職員研修の充実

教職員の資質向上を図り、より質の高い教育を提供するため、中核市として市独自に教職員研修講座の開催や県外派遣研修を実施する。

### (2) 学校訪問の実施

学校経営、学習指導、生徒指導等の実態を踏まえた学校の教育課題について、授業参観や研究協議を行うことを通して、教職員の指導力の向上及び校内研修体制の確立を支援する。

### (3) コミュニティ・スクールの推進

下関市立小・中・高等学校が連携・協働を図るとともに、地域の人々と目標(めざす子供像)を共有しながら、一体となって子供たちを育てていくことができる「地域とともにある学校」をめざしていく。

### (4) 外国語指導助手の派遣

外国語指導助手(A L T)を下関市立認定こども園、幼稚園、小・中学校及び下関商業高等学校に派遣し、外国語教育の充実に努めるとともに、A L Tとの交流を通して国際交流及び相互理解の促進を図る。

### (5) 学校司書の配置

下関市立小・中学校に学校司書を順次配置し、教職員との連携により学校図書館のセンター機能(読書・学習・情報センター)の充実・向上を図る。また、コミュニティ・スクールの取組を推進し、開かれた学校図書館づくりに努める。

# 学 校 支 援 課

## 1. 事務分掌

### 経理係

- 1) 学校の予算配当並びに執行に関する事。
- 2) 学校への寄附採納に関する事。
- 3) 学校の備品管理に関する事。
- 4) 学校の樹木、浄化槽、受水槽等の維持管理に関する事。
- 5) 教職員住宅の維持管理に関する事。
- 6) 課内他係の所管に属しない事。

### 施設係

- 1) 学校の用地、校舎及び付帯施設(給食室及び学校プールを含む。)の維持管理に関する事。
- 2) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関する事。
- 3) 学校の新設、増改築の計画及び実施に関する事。
- 4) 学校の軽易な工事の設計及び実施の監督に関する事。
- 5) 学校のコンピュータ整備に関する事。

## 2. 所管する主な業務

### (1) 学校の教材等の整備

円滑な義務教育の実施を図るための教材教具(消耗品・備品)の購入を行う。

### (2) 学校の施設・設備等の維持整備

児童生徒の安全安心を図るため、施設の適切な維持管理や特別支援学級等の施設整備を行う。

## 学校保健給食課

### 1. 事務分掌

#### 保健係

- 1) 日本スポーツ振興センターに関すること（幼稚園に関するものを除く）。
- 2) 学校の保健についての管理及び指導に関すること。
- 3) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱及び業務に関すること（幼稚園に関するものを除く）。
- 4) 学校及び幼稚園の教職員及び児童、生徒の健康診断に関すること。
- 5) 就学時の健康診断に関すること。
- 6) 学校保健会に関すること。
- 7) 課内他係の所管に属しないこと。

#### 給食係

- 1) 学校給食に関すること。
- 2) 学校給食共同調理場の設置及び管理に関すること。
- 3) 南部学校給食共同調理場及び中部学校給食共同調理場の事務処理に関すること。
- 4) 学校給食諸団体に関すること。

### 2. 所管する主な業務

#### (1) 学校保健管理

児童、生徒及び教職員の健康診断並びに就学時の健康診断を通じて、病気の早期発見や健康の保持増進を図り、学校保健管理の円滑な実施に努める。

#### (2) 学校給食管理

安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設・設備の維持改善を図るとともに、適正な給食運営の実施に努める。

#### 学校給食実施状況

(令和4年5月1日現在)

区分	完全給食			実施方式					
	校(園)数	実施人員	実施率	単独調理校		親子受配		調理場受配	
	校(園)	人	%	校(園)	人	校(園)	人	校(園)	人
小学校	42	11,557	100	26	9,203	1	7	15	2,347
中学校	22	5,815	100	7	2,347	1	12	14	3,456
幼稚園	6	198	100	0	0	6	198	0	0
計	70	17,570	100	33	11,550	8	217	29	5,803

## 学校給食共同調理場

(令和4年度)

共同調理場名 (所在地)	構造・延面積 (開設年月日)	運営方式	対象学校数 (児童生徒園児数)			対象 学校名
			学校 種別	学校 (園) 数	児童 生徒 園児数	
南部学校給食共同調理場 (彦島江の浦町三丁目 4-10)	軽量鉄骨 平屋建 延 989.48 m <sup>2</sup> (昭 47. 3. 31)	民間 (H21. 8~)	小	6	1,082	桜山、本村、西山、 江浦、角倉、向井
			中	3	650	文洋、彦島、玄洋
			計	9	1,732	
中部学校給食共同調理場 (一の宮住吉二丁目 9-8)	鉄骨平屋建 延 866.66 m <sup>2</sup> (平 2. 4. 1)	民間 (H30. 4~)	小	2	369	養治、名陵
			中	7	2,234	日新、向洋、名陵、 垢田、川中、長成、 山の田
			計	9	2,603	
豊田町学校給食共同調理場 (豊田町大字矢田 320-1)	鉄骨平屋建 延 486.51 m <sup>2</sup> (昭 38. 4) (平 4. 3. 24 改築)	民間 (H24. 4~)	小	2	146	西市、豊田下
			中	1	90	豊田
			計	3	236	
豊浦町学校給食共同調理場 (豊浦町大字川棚 3630-1)	鉄骨平屋建 延 620 m <sup>2</sup> (平 5. 4. 1)	民間 (H20. 4~)	小	2	386	川棚、小串
			中	2	369	豊洋、夢が丘
			計	4	755	
黒井学校給食共同調理場 (豊浦町大字黒井 2200)	鉄骨平屋建 延 176 m <sup>2</sup> (昭 55. 9) (平 9. 1. 1 開設)	民間 (H23. 4~)	小	2	189	誠意、室津
			計	2	189	
滝部学校給食共同調理場 (豊北町大字滝部 1244-36)	鉄筋コンク リート平屋建 延 413.25 m <sup>2</sup> (平 18. 4. 1)	民間 (H18. 4~)	小	1	175	豊北
			中	1	113	豊北
			計	2	288	

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」  
2018年12月を参照。

# 生涯学習課

## 1. 事務分掌

### 社会教育係

- 1) 社会教育委員の会議に関する事。
- 2) 社会教育の指導に関する事。
- 3) 生涯学習の推進に関する事。
- 4) 社会教育関係団体の育成、指導に関する事。
- 5) ユネスコ活動に関する事。
- 6) 社会教育施設の設置に関する事。
- 7) 社会教育施設の管理運営に関する事。
- 8) 社会教育施設の工事の設計及び実施の監督に関する事。
- 9) 課内他係の所管に属しない事。

### 青少年係

- 1) 青少年健全育成に係る総合調整に関する事。
- 2) 青少年の健全育成に関する事。
- 3) 青少年団体に関する事。
- 4) 青少年補導センターに関する事。
- 5) 青年の家に関する事。

## 2. 所管する主な業務

### (1) 家庭の教育力向上への支援

子どもの育成に重要なかかわりをもつ保護者を対象に家庭教育について学習する機会や親子で学ぶ機会等を提供するとともに、保護者同士のネットワークの構築を図る。

#### 1) 家庭教育推進事業

家庭教育支援の重要性が増す近年、家庭の教育力を高めるため、親子で学ぶことのできる各種講座を開催する。

#### 2) 家庭教育学級

幼児・児童・生徒の育成に重要な関わりをもつすべての大人を対象に、家庭教育のあり方を学習するための学習機会を提供する。

### (2) 公民館など生涯学習拠点施設の整備と活用の促進

地域における学習の拠点としてだけでなく、人づくり、まちづくりの拠点として機能するための施設の整備を行い、市民の効果的な活用を促進する。

#### 1) 公民館の整備と活用

公民館（33館、分館1館）、その他社会教育施設（3施設）の維持管理を行う。

#### 2) 公民館学級の実施

地域の生涯学習活動の場である公民館において、地区市民学級、地域ふれあい活動及び地区文化祭を実施する。

### (3) 多様な学習ニーズに対応した生涯学習機会の提供

だれもが自主的に学び、活動できるよう、多様な学習ニーズに対応した生涯学習機会を提供する。

#### 1) 「下関市生涯学習まちづくり出前講座」

市民が主催する集会などに講師が出向き、学習や実習等を行う。

#### 2) 「関門海峡・温故知新塾」

下関市民と門司区民が「関門」の歴史や文化を学び、その意義や恩恵を再認識していく講座を行う。

#### 3) 「市民文化セミナー」

市民の文化的な教養、知識を高めることを目的に、専門分野に長けた講師を招聘し、学びの場を提供する。

### (4) 地域ぐるみで子どもたちをはぐくむ活動の推進

家庭や地域住民の積極的な参画を促しながら、学校、家庭、地域の連携協力体制を構築し、地域が一体となって子どもたちをはぐくむ活動を推進する。

#### 1) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

地域の実情に応じ自主的に行う学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組を支援し、社会全体の教育力の向上を図ることを目的とし、地域住民等の参画による「地域学校協働本部事業」及び「放課後子供教室」を実施する。

### (5) 青少年健全育成の体制整備と啓発

#### 1) 成人の日記念事業

20歳の門出を祝福し、20歳としての自覚を促すため式典を開催する。

### (6) 青少年補導センターにおける補導、相談の実施

#### 1) 青少年補導センター業務

街頭補導や環境浄化活動など、関係機関、団体、地域との緊密な連携のもとに青少年の非行防止活動を総合的に行う。

(教育委員会)

### 3. 施設

#### (1) 下関市立青年の家

研修活動や団体宿泊を通じて、多様な活動や体験学習を行い、規律・友愛・協同の精神を養い健全な青少年の育成を図ることを目的とする社会教育施設。

位 置	下関市棕野町一丁目17-1 (一里山公園内)
開 所	昭和48年3月21日
宿泊定員	112人
本 館	鉄筋コンクリート3階建、延1,913.35㎡
1 階	事務室、ロビー、食堂談話室(112人)、保健室、浴室、当直室、従業員室
2 階	第1研修室(112人)、第2研修室(40人)、音楽研修室(60人)、講師控室、展示ホール
3 階	宿泊室(112人)、講師室(6畳)、和室(20畳)、第3研修室(24人)
体 育 館	鉄骨平屋建772.79㎡ バレーコート2面、バスケットコート1面、バドミントンコート2面、卓球台3台
運 動 場	5,000㎡ 200mトラック、ソフトボール、サッカー等

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」  
2018年12月を参照。

# 文化財保護課

## 1. 文化財保護課の概要

- 1) 文化財保護施策に関すること。
- 2) 文化財保護審議会の会議に関すること。
- 3) 文化財保護団体の育成及び指導に関すること。
- 4) 文化財施設の設置に関すること。
- 5) 文化財施設の管理運営に関すること。
- 6) 考古博物館に関すること。

## 2. 所管する主な計画・プランなど

### (1) 年報、白書など

- 1) 下関市立考古博物館年報

## 3. 所管する主な業務

### (1) 文化財の保護

- ① 市域の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財、記念物などの調査を行い、必要に応じて適切な保護措置や施策を講じる。
- ② 文化財所有者や管理団体に対して、文化財の管理方法についての助言を行う。
- ③ 文化財愛護思想の普及を図るとともに、文化財愛護団体の育成を行う。
- ④ 下関市が所有者若しくは管理団体となっている記念物(史跡、天然記念物、名勝など)、有形文化財の管理及び活用を行う。

### (2) 文化財施設等の管理

長府藩侍屋敷長屋、旧下関英国領事館などの文化財施設及び公開文化財の管理。

## 4. 所管する施設

### (1) 旧下関英国領事館

#### 1) 沿革

明治39年8月に上棟した領事館として使用するために建てられたものとしてはわが国現存最古の建築。平成11年5月13日に重要文化財に指定。平成26年7月18日より指定管理者による公開活用を図っている。

#### 2) 施設の概要

所在地	下関市唐戸町4番11号
面積	敷地面積 597.93㎡ 建築面積 本館161.35㎡ 附属屋80.93㎡
構造	本館 煉瓦造二階建・棧瓦葺 附属屋 煉瓦造平屋建・棧瓦葺
指定管理者	株式会社プランドゥ (公募、令和9年3月31日まで)
利用案内	開館時間 午前9時～午後5時(中庭及び2階休憩室は午後10時まで) 休館日 年末年始(12月28日～1月4日) 観覧料 無料
公共施設の適正配置に関する方向性	後期まで継続

#### 3) 施設の現況

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
入館者数	62,126人	64,700人	60,310人	23,629人	34,187人

### (2) 長府藩侍屋敷長屋

#### 1) 沿革

下関市指定有形文化財(建造物)を昭和62年にその保護を目的として公有化し、保存・整備のうえ、市民及び観光客等に公開している。

#### 2) 施設の概要

所在地	下関市長府侍町一丁目1番1号
面積	敷地面積 400.07㎡ 建築面積 61.76㎡
構造	木造平屋建
利用案内	開館時間 午前9時～午後5時(7～9月は午前8時30分～午後6時) 休館日 年末年始(12月29日～1月3日) 観覧料 無料
公共施設の適正配置に関する方向性	後期まで継続

## 3) 施設の現況

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
入館者数	5,058 人	6,063 人	6,002 人	1,403 人	2,536 人

## (3) 安岡考古資料室

## 1) 沿革

昭和10年竣工の安岡村役場を郷台地資料館として活用、その後埋蔵文化財調査実施施設・展示施設となった。考古博物館開館後発掘調査機材等の保管収納施設となっている。

## 2) 施設の概要

所在地	下関市安岡本町二丁目9番1号
面積	敷地面積 1,999.44 m <sup>2</sup> 建築面積 417.11 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート陸屋根
公共施設の適正配置に関する方向性	中期までに廃止（譲渡）を検討

## 菊川教育支所

### 1. 事務分掌

- 1) 児童、生徒の就学に関すること。
- 2) 通学区域に関すること。
- 3) 外国語指導助手に関すること。
- 4) 学校の用地、建物等の維持管理に関すること。
- 5) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。
- 6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 7) 学校給食に関すること。
- 8) 学校保健に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 9) 学校環境衛生に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 10) 生涯学習の推進に関すること。
- 11) 社会教育施設の管理運営に関すること。
- 12) 菊川ふれあい会館に関すること。
- 13) 青少年健全育成に関すること。
- 14) 青少年団体に関すること。
- 15) 文化財に関すること。
- 16) 菊川図書館に関すること。

### 2. 施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」  
2018年12月を参照。

#### (1) 菊川ふれあい会館

沿革 21世紀に向けて「町づくりは人づくり」をテーマに生涯学習の一層の充実を図るとともに、幾世代にわたる交流と賑わいのある中核施設として、平成10年9月に開館した。

位置 下関市菊川町大字下岡枝 117 番地

建築面積 3,380.89 m<sup>2</sup>

延床面積 4,093.81 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造 屋根 鉄骨トラス

駐車場 189 台収容

# 豊田教育支所

## 1. 事務分掌

- 1) 児童、生徒の就学に関すること。
- 2) 通学区域に関すること。
- 3) スクールバスに関すること。
- 4) 外国語指導助手に関すること。
- 5) 学校の用地、建物等の維持管理に関すること。
- 6) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。
- 7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 8) 学校給食に関すること。
- 9) 豊田町学校給食共同調理場の事務処理に関すること。
- 10) 学校保健に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 11) 学校環境衛生に関すること。(幼稚園に関するものを除く。)
- 12) 生涯学習の推進に関すること。
- 13) 社会教育施設の管理運営に関すること。
- 14) 豊田生涯学習センターに関すること。
- 15) 青少年健全育成に関すること。
- 16) 青少年団体に関すること。
- 17) 文化財に関すること。
- 18) 豊田図書館に関すること。
- 19) 豊田ホテルの里ミュージアムに関すること。

## 2. 施設

### (1) 豊田ホテルの里ミュージアム

沿革 昭和32年に豊田町を貫流する木屋川がゲンジボタルの発生地として天然記念物の指定を受けたが、河川改修工事等による影響でゲンジボタルが減少した。そこで、町内の有志や小学校等により盛んに保護活動が行われた。豊田ホテルの里ミュージアムは、これらホテルの保護活動の拠点として、また、ホテルとそれを取り巻く豊田町の自然の情報を全国に発信する場所として平成16年6月5日開館した。

位置 下関市豊田町大字中村 50-3

敷地面積 10,480 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋平屋建

建設面積 1,455 m<sup>2</sup>

延床面積 1,377 m<sup>2</sup> 常設展示室 349 m<sup>2</sup> シアター室 43 m<sup>2</sup> ネイチャーラボ 24 m<sup>2</sup>

多目的ホール 138 m<sup>2</sup> エントランスホール 169 m<sup>2</sup> その他 654 m<sup>2</sup>

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

## 豊浦教育支所

### 1. 事務分掌

- 1) 児童、生徒の就学に関する事。
- 2) 通学区域に関する事。
- 3) スクールバスに関する事。
- 4) 外国語指導助手に関する事。
- 5) 学校の用地、建物等の維持管理に関する事。
- 6) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関する事。
- 7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。(幼稚園に関する事を除く。)
- 8) 学校給食に関する事。
- 9) 豊浦町学校給食共同調理場及び黒井学校給食共同調理場の事務処理に関する事。
- 10) 学校保健に関する事。(幼稚園に関する事を除く。)
- 11) 学校環境衛生に関する事。(幼稚園に関する事を除く。)
- 12) 生涯学習の推進に関する事。
- 13) 社会教育施設の管理運営に関する事。
- 14) ふれあいセンターの事務処理に関する事。
- 15) 青少年健全育成に関する事。
- 16) 青少年団体に関する事。
- 17) 文化財に関する事。
- 18) 豊浦図書館に関する事。

### 2. 施設

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」  
2018年12月を参照。

#### (1) 豊浦ふれあいセンター

沿革 地域の生涯学習を推進するため、昭和63年に建設した施設で、交流室、管理室、調理室を設けている。

位置 下関市豊浦町大字宇賀7925番地1

建設年月 昭和63年3月

構造 鉄骨造平屋建

床面積 202.54㎡

#### (2) 宇賀ふれあいセンター

沿革 旧宇賀中学校舎等を利用し、地域の生涯学習を推進するため平成18年4月に使用を開始した社会教育施設で、屋内運動場、講座室、グラウンドを持つ施設です。

位置 下関市豊浦町大字宇賀4940番地

建設年月 昭和55年3月

構 造 鉄筋コンクリート 3 階建 (1 階は倉庫のため使用不可)  
床 面 積 1,571 m<sup>2</sup>

**(3) 小野ふれあいセンター**

沿 革 旧小野小学校跡地に地域の生涯学習を推進するため、平成 17 年度に新築した施設で、情報発信室、調理実習室、多目的コミュニティ室を設けている。西側には旧小学校体育館があり、屋内スポーツ競技もできます。

位 置 下関市豊浦町大字川棚 1486 番地 1

建 設 年 月 平成 18 年 3 月

構 造 木造スレート葺平屋建

床 面 積 281.55 m<sup>2</sup> (本館)

## 豊北教育支所

### 1. 事務分掌

- 1) 児童、生徒の就学に関する事。
- 2) 通学区域に関する事。
- 3) スクールバスに関する事。
- 4) 学校の用地、建物等の維持管理に関する事。
- 5) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関する事。
- 6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。(幼稚園に関する事を除く。)
- 7) 学校給食に関する事。
- 8) 滝部学校給食共同調理場の事務処理に関する事。
- 9) 学校保健に関する事。(幼稚園に関する事を除く。)
- 10) 学校環境衛生に関する事。(幼稚園に関する事を除く。)
- 11) 生涯学習の推進に関する事。
- 12) 社会教育施設の管理運営に関する事。
- 13) 活動拠点施設及び総合センターの事務処理に関する事。
- 14) 豊北生涯学習センターに関する事。
- 15) 青少年健全育成に関する事。
- 16) 青少年団体に関する事。
- 17) 文化財に関する事。
- 18) 豊北図書館に関する事。

# 教 育 機 関 等

## 公 民 館 一 覧

公 民 館 名 (所 在 地)	構 造・延面積 (建 設 年 月)	公 民 館 名 (所 在 地)	構 造・延面積 (建 設 年 月)
北部公民館 T E L 083-253-3371 (山の田東町 4-13)	鉄筋・2,096.21 m <sup>2</sup> 4階建 (昭 49.6 / 増 平 4.3)	檜崎公民館 T E L なし (菊川町大字檜崎 790-1)	S 造・227.84 m <sup>2</sup> 平屋建 (平 2.4)
西部公民館 T E L 083-231-6587 (伊崎町一丁目 4-30)	鉄筋・1,747.00 m <sup>2</sup> 4階建 (昭 54.4 / 増 平 3.3)	殿居公民館 T E L 083-768-0556 (豊田町大字殿居 1039-2)	鉄筋・196.30 m <sup>2</sup> 2階建 (昭 58.2)
玄洋公民館 T E L 083-266-5455 (彦島西山町四丁目 1-28)	鉄筋・1,886.49 m <sup>2</sup> 3階建の1階部分 (昭 58.6)	豊田中公民館 T E L 083-766-2361 (豊田町大字八道 2544-1)	鉄筋・347.89 m <sup>2</sup> 平屋建 (平 3.3)
長府東公民館 T E L 083-246-1266 (長府松小田本町 4-15)	鉄筋・2,104.44 m <sup>2</sup> 3階建 (平 9.3)	三豊公民館 T E L 083-766-3551 (豊田町大字地吉 122)	鉄筋・235.08 m <sup>2</sup> 平屋建 (平 6.1)
吉母公民館 T E L 083-286-6226 (大字吉母 401-24)	鉄筋・481.56 m <sup>2</sup> 2階建 (昭 53.4)	西市公民館 T E L 083-766-3511 (豊田町大字矢田 153-1)	鉄筋・373.50 m <sup>2</sup> 2階建の2階部分 (平 6.10)
川中公民館 T E L 083-255-3501 (伊倉町二丁目 1-1)	鉄筋・2,903.22 m <sup>2</sup> 4階建 (平 4.6)	豊田下公民館 T E L 083-766-2556 (豊田町大字手洗 285-1)	鉄筋・281.92 m <sup>2</sup> 平屋建 (昭 59.3)
川中公民館分館 T E L 083-253-6169 (綾羅木本町三丁目 1-20)	鉄筋・1,014.89 m <sup>2</sup> 2階建 (昭 40.7)	小串公民館 T E L 083-772-2001 (豊浦町大字小串 2207-1)	鉄筋・986.67 m <sup>2</sup> 2階建 (平 6.3)
彦島公民館 T E L 083-267-1344 (彦島江の浦町一丁目 3-1)	鉄骨鉄筋・3,690.04 m <sup>2</sup> 6階建 (改 平 21.5)	川棚公民館 T E L 083-772-2120 (豊浦町大字川棚 6167-2)	鉄筋・1,873.22 m <sup>2</sup> 2階建 (昭 52.12 / 増 平 12.1)
長府公民館 T E L 083-246-3413 (長府土居の内町 1-6)	鉄筋・2,043.88 m <sup>2</sup> 4階建 (昭 38.12)	黒井公民館 T E L 083-775-4182 (豊浦町大字黒井 2345-1)	鉄筋・759.81 m <sup>2</sup> 2階建 (賃貸借)
王司公民館 T E L 083-248-3176 (王司神田一丁目 9-1)	鉄筋・2,018.81 m <sup>2</sup> 3階建 (昭 45.4 / 増 平 3.2)	室津公民館 T E L 083-772-0055 (豊浦町大字室津下 681-3)	鉄筋鉄骨・448.74 m <sup>2</sup> 平屋建 (昭 63.3)
清末公民館 T E L 083-282-1056 (清末陣屋 5-20)	鉄筋・1,144.63 m <sup>2</sup> 3階建 (昭 47.5)	神玉公民館 T E L 083-788-1043 (豊北町大字神田上 2709)	鉄筋・408.00 m <sup>2</sup> 2階建 (昭 60.3)
小月公民館 T E L 083-282-0661 (小月本町一丁目 7-7)	鉄筋・2,166.39 m <sup>2</sup> 3階建 (改 平 12.4)	角島公民館 T E L 083-786-0734 (豊北町大字角島 1413-1)	鉄筋・526.00 m <sup>2</sup> 2階建 (昭 63.3)
王喜公民館 T E L 083-282-0219 (王喜本町二丁目 15-10)	鉄筋・1,190.04 m <sup>2</sup> 3階建 (昭 48.4)	阿川公民館 T E L 083-786-1010 (豊北町大字阿川 3752)	鉄筋等・452.00 m <sup>2</sup> 平屋建 (平 2.3)
吉田公民館 T E L 083-284-0205 (大字吉田地方 2499)	鉄筋・1,121.20 m <sup>2</sup> 3階建 (昭 51.10)	栗野公民館 T E L 083-785-0001 (豊北町大字栗野 3333-2)	鉄筋・435.00 m <sup>2</sup> 平屋建 (平元.2)
内日公民館 T E L 083-289-2036 (大字内日下 1146-5)	鉄筋・1,091.28 m <sup>2</sup> 3階建 (昭 47.3)	滝部公民館 T E L 083-782-1296 (豊北町大字滝部 3397-12)	木造・549.00 m <sup>2</sup> 2階建 (平 12.8)
勝山公民館 T E L 083-256-2779 (秋根南町二丁目 4-33)	鉄筋・3,692.60 m <sup>2</sup> 4階建 (平 26.2)	田耕公民館 T E L 083-783-0722 (豊北町大字田耕 4332)	木造・62.00 m <sup>2</sup> 平屋建 (平 10.2)
安岡公民館 T E L 083-258-4792 (安岡駅前二丁目 7-1)	鉄筋・2,145.00 m <sup>2</sup> 4階建 (昭 40.10 / 増 平 2.3)	※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。	
吉見公民館 T E L 083-286-2121 (大字吉見下 1533)	鉄筋・1,675.88 m <sup>2</sup> 3階建 (昭 52.4)		

## 下関市生涯学習プラザ

沿革	中央公民館、婦人会館、文化会館の跡地に市民の生涯学習拠点施設として平成22年3月に開館した、図書館と生涯学習施設の機能を備えた社会教育複合施設。音響性能に優れ、コンサート・演劇・舞踊など幅広いジャンルに対応可能な大ホール・小ホール、式典・講演会などに適した多目的ホールのほか、料理教室、工作・工芸室、パソコンルーム、視聴覚室、音楽室、和室、茶室、会議室など目的性の高い諸室を備えている。(4階、5階は中央図書館)
位置	下関市細江町三丁目1番1号
建設年月	平成22年2月
構造	地下1階、地上6階 SRC造(一部RC造/一部S造)
敷地面積	4,852 m <sup>2</sup>
建築面積	4,251 m <sup>2</sup>
延床面積	18,408 m <sup>2</sup>
駐車台数	80台/身障5台含む
指定管理者	公益財団法人 下関市文化振興財団 (非公募 R7.3.31 まで)

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

## 図 書 館

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」  
2018年12月を参照。

### 1. 中央図書館

沿革	昭和15年7月名池小学校校庭に創設されたものを源とする。昭和44年10月明治維新100年記念事業として上田中町に新築移転。平成21年11月下関市立中央図書館開館準備のため閉館。 現施設は社会教育複合施設として建設され、平成22年3月に開館した。
位置	下関市細江町三丁目1番1号
創設	昭和15年7月（移転新築 平成22年3月）
施設概要	下関市生涯学習プラザ4,5階、一部1,6階（延面積5039.79㎡）
蔵書数	中央図書館 図書 約407,000冊、視聴覚 約3,500点、 移動図書館 図書 約19,000冊
休館日	月曜日（祝日を除く）、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時～午後7時

### 2. 長府図書館

沿革	明治42年8月に豊浦郡教育会によって創設され、大正13年に長府町へ移管された。昭和12年に豊浦郡長府町が下関市と合併すると、下関市立長府図書館として運営され、昭和42年9月に明治100年記念事業の一環として改築された。
位置	下関市長府宮の内町1番30号
創設	明治42年8月（改築 昭和42年9月）
構造等	本館 鉄筋コンクリート2階建 延面積882.7㎡
蔵書数	図書 約112,000冊
休館日	月曜日（祝日を除く）、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

### 3. 彦島図書館

沿革	昭和27年に彦島公民館が開設されると、ここに下関図書館彦島分館が併設され、彦島公民館が江の浦町一丁目に改築されると、同所2階に移設された。現施設は、平成2年3月に新築移転されたもので、同年7月から下関市立彦島図書館として開館した。
位置	下関市彦島江の浦町一丁目4番28号
創設	昭和27年(新築移転 平成2年3月)
構造等	鉄筋コンクリート一部鉄骨2階建 延面積1001.77㎡
蔵書数	図書 約70,000冊
休館日	月曜日(祝日を除く)、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

### 4. 菊川図書館

沿革	菊川図書館の前身である県立山口図書館豊浦分館は、昭和26年12月に岡枝公民館内に開館した。昭和32年4月に分館が閉館し、菊川町に移管され、菊川町立菊川図書館が誕生した。その後、昭和48年4月に現在の場所に移転改築した。
位置	下関市菊川町大字下岡枝193番地8
創設	昭和32年4月(移転改装 昭和48年4月)
構造等	鉄筋コンクリート建 延面積527.93㎡
蔵書数	図書 約33,000冊
休館日	月曜日(祝日を除く)、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

### 5. 豊田図書館

沿革	平成7年7月に豊田町文化教育センターとして、現在地に創設された。平成17年2月の下関市豊浦郡4町の合併により、下関市立豊田図書館に改称。館内には、文化財資料室が併設されており、文書をはじめとする貴重な豊田の文化財を展示している。平成27年4月より、2階部分が西市公民館となり複合施設となった。
位置	下関市豊田町大字矢田153番地1
創設	平成7年7月
構造等	鉄筋コンクリート2階建 延面積980.415㎡
蔵書数	図書 約49,000冊、視聴覚 約2,200点
休館日	月曜日(祝日を除く)、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

## 6. 豊浦図書館

沿革	昭和52年12月、川棚地区に公民館が開館し、館内に60㎡の図書室が設置されたのを源とする。平成2年4月、公民館内図書室より図書館としての機能が独立する。平成12年10月、豊浦町商工会の事務所移転に伴い、旧商工会事務所に移転する。その後、豊浦総合支所の改築に合わせ、総合支所2階の旧議場を中心に図書館に改装され、平成26年12月に移転開館した。
位置	下関市豊浦町大字川棚 6895 番地 1
創設	平成2年4月（移設 平成26年12月）
施設概要	豊浦総合支所 2階（延面積 471.06㎡）
蔵書数	図書 約49,000冊、視聴覚 約700点
休館日	月曜日（祝日を除く）、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

## 7. 豊北図書館

沿革	昭和58年に豊北町神田特牛に新設された豊北町町民センター（現在の豊北生涯学習センター）に図書室が設置され、平成18年4月、滝部地区に開校した豊北中学校内に学校図書館の一般開放として「豊北図書室」が開設された。令和4年7月、図書室を図書館法に基づく「豊北図書館」として整備した。
位置	下関市豊北町大字滝部 1244 番地 36（豊北中学校内）
創設	昭和58年4月（移設 平成18年4月）
施設概要	豊北中学校 1階（延面積 350.5㎡）
蔵書数	図書 約21,000冊
休館日	月曜日（祝日を除く）、館内整理日、12月29日～1月3日
利用時間	午前9時30分～午後6時30分

(教育委員会)

## 美 術 館

### 沿 革

昭和 56 年 4 月 美術館等開館準備室を教育委員会に設置  
昭和 57 年 4 月 美術館建設工事に着手  
昭和 58 年 2 月 美術館建設工事が完成  
昭和 58 年 11 月 開館  
昭和 63 年 10 月 駐車場を増設  
平成 5 年 10 月 駐車場及び修景を整備  
平成 22 年 3 月 リニューアル工事、屋外エレベーター設置

### 位 置

下関市長府黒門東町 1 番 1 号

### 建築概要等

敷地面積 15,787.04 m<sup>2</sup>  
延床面積 4,876.52 m<sup>2</sup>  
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建、塔屋 1 階、地下 1 階（一部光庭ドーム、鉄骨造）

### 開館時間等

開館時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）  
休 館 日 祝日以外の月曜日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）、その他展示替え等のため  
の臨時休館  
観 覧 料（所蔵品展示） 一 般 210 円（160 円）  
大学生等 100 円（80 円）

※（ ）内は 20 人以上の団体料金。

※18 歳以下の方、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在学の生徒は無料。

※下関市内と北九州市内に在住の 65 歳以上の方は半額免除（証明書必要）。

（企画展示） 観覧料は別に定める。

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」  
2018 年 12 月を参照。

# 歴 史 博 物 館

## 沿 革

平成28年11月18日、旧下関市立長府博物館（旧館）の活動を継承発展するために開館した博物館。博物館活動の基本となる展示については、「海峡に育まれた下関の歴史と文化-海峡の歴史に未来が見える」をメインテーマとし、下関の古代から近代までの歴史について紹介している。また、市域の歴史についての調査研究、本市ゆかりの資料の収集などを積極的に行うとともに、本市の文化財観光の拠点として交流人口の拡大に取り組んでいる。

## 位 置

下関市長府川端二丁目2番27号

## 構 造 等

敷地面積 10,155 m<sup>2</sup>（新館部 5,484 m<sup>2</sup>, 旧館部 4,671 m<sup>2</sup>）

構 造 新館 鉄筋コンクリート造平屋建瓦葺

旧館（旧長府博物館） 鉄筋コンクリート造平屋建瓦葺ほか

※旧館本館は昭和8年建築、戦前の博物館建築の典型として国登録有形文化財。

延床面積 2,105 m<sup>2</sup>（新館部 1,500 m<sup>2</sup>、旧館部 605 m<sup>2</sup>）

## 開館時間等

開館時間 午前9時30分～午後5時（ただし、入館は午後4時30分）

休 館 日 月曜日（休日の場合は翌日以降最初の休日でない日）、年末年始（12月28日～1月4日）

観 覧 料 常設展示 一般210円（160円）、大学生等100円（80円）、  
下関市及び北九州市在住65歳以上100円（証明書必要）

企画展示 一般210円（160円）、大学生等100円（80円）

下関市在住65歳以上100円（証明書必要）

※（ ）内は20名以上の団体料金

※18歳以下、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在学の生徒、障害者手帳をお持ちの方は無料（証明書必要）。

※特別展示観覧料は別に定める。

駐 車 場 有料26台 身障者用2台（開場時間は、午前9時から午後5時30分まで）

駐車料金 最初の2時間は1時間ごとに100円、2時間を超えた後は30分ごとに100円。

※減免あり。

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

(教育委員会)

## 分館 日清講和記念館

### 沿革

明治28年春、下関市の春帆楼を会議場として開催された日清講和会議、および下関条約と称される講和条約の歴史的意義を後世に伝えるため、昭和12年6月に開館。館内は会議に使用された調度品や筆記用具などにより、当時の会議場を再現、また、両国の全権を務めた伊藤博文や李鴻章の遺墨なども展示している。

なお、建物は国登録有形文化財。

### 位置

下関市阿弥陀寺町4番3号

### 構造等

鉄筋コンクリート造平屋建瓦葺（一部地下）

敷地面積 458 m<sup>2</sup> 延床面積 191 m<sup>2</sup>

### 開館時間等

午前9時～午後5時（年中無休）

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

# 東 行 記 念 館

## 沿 革

平成22年6月1日に開設した下関市立東行記念館は、高杉晋作・奇兵隊を中心に、その活動した時代と周辺の歴史を基本テーマとし、資料の収集・調査研究および展示活動を行っている。また、博物館活動を通じ、郷土の歴史に対する市民の知識及び理解を深め、市民の教育と文化の向上に資することを目的とする。なお、この記念館は、高杉晋作100年祭記念事業として、全国有志の寄付により、昭和41年4月14日に開館した宗教法人東行庵設置の東行記念館を前身とする。

## 位 置

下関市大字吉田 1184 番地

## 構 造 等

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 2階：展示室 110.5 m<sup>2</sup>、収蔵庫 27.6 m<sup>2</sup>、学芸員室 27.6 m<sup>2</sup>、  
ホール 55.3 m<sup>2</sup> (1階：310.2 m<sup>2</sup>)

## 開館時間等

開館時間 午前9時30分～午後5時 (ただし、入館は午後4時30分)

休 館 日 月曜日 (祝日の場合は開館)、祝日の翌日、年末年始 (12月28日～1月4日)、  
展示替え等のための臨時休館

観 覧 料 一 般 300 円 (240 円)

大学生等 200 円 (160 円)

下関市及び北九州市在住 65 歳以上 150 円 (証明書必要)

※ ( ) 内は 20 名以上の団体料金

※18 歳以下、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在学の生徒、障害者手帳をお持ちの方は無料 (証明書必要)。

※特別展示観覧料は別に定める。

## 考 古 博 物 館

### 沿 革

下関市立考古博物館は、国指定史跡綾羅木郷遺跡に隣接して建設された。綾羅木郷遺跡は、昭和40年ごろから盛んに行われた珪砂の採掘工事によって遺跡破壊の危機にさらされたが、市民の献身的な保存運動が国をも動かし、昭和44年3月、文化庁により前例のない緊急の史跡指定が行われた。

当館は、主に下関の弥生時代及び古墳時代を中心とした地域の歴史及び大陸との交流の歴史を紹介するとともに、綾羅木郷遺跡を守った文化財保護の精神を次代に継承するため、平成7年5月に開館した。

なお、綾羅木郷遺跡は史跡公園として整備しており、市民の郷土学習及び憩いの場として利用されている。

### 施設の概要

所在地	下関市大字綾羅木字岡454番地
面積	敷地面積 12,942㎡ 建築面積 1,875㎡
設置	平成7年5月
構造	鉄筋コンクリート造2階（地上1階、地下1階）
利用案内	開館時間 午前9時30分～午後5時 休館日 月曜日、年末年始（12月28日～1月4日） 観覧料 無料
公共施設の適正配置に関する方向性	後期まで継続

### 施設の現況

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
開館日数	311日	314日	281日	263日	251日
入館者数	25,227人	24,685人	17,516人	7,381人	9,040人

## 生涯学習センター

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

### 1. 豊田生涯学習センター

沿革 生涯学習の拠点施設として、昭和54年に豊田町制施行25周年記念事業の一環として建設され、今日まで豊田地区の教育・文化・体育振興の中心的役割を果たしてきた。平成13年度に2階ホールに電動式移動観覧席を設置するなど、大規模な改造工事を行い、施設面での整備充実も図っている。

位置 下関市豊田町矢田149番地1

建設年月 昭和54年8月

構造等 鉄筋コンクリート造3階建

延面積 2,510.65 m<sup>2</sup>

駐車場 134台収容

### 2. 豊北生涯学習センター

沿革 社会教育活動の拠点として、昭和58年に豊北町町民センターとして設置し、平成17年2月13日、合併を期に下関市豊北生涯学習センターと名称を変え、地域の生涯学習に積極的に取り組んでいる。

位置 下関市豊北町大字神田1199-1

建設年月 昭和58年4月

構造等 鉄筋コンクリート造2階建

延面積 3,292.70 m<sup>2</sup>

駐車場 200台収容

(教育委員会)

## 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

### 沿革

昭和 53 年 「史跡土井ヶ浜遺跡保存管理計画」策定  
平成 2 年 遺構覆屋（土井ヶ浜ドーム）完成、公開  
平成 5 年 3 月 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム完成  
平成 5 年 5 月 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム開館

### 位置

下関市豊北町大字神田上 891 番地 8

### 構造等

敷地面積 18,748.26 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造 3 階建陸屋根

延床面積 1,977.65 m<sup>2</sup>

1 階（倉庫・収蔵庫、機械室など）：740.52 m<sup>2</sup>

2 階（玄関・エントランスホール・展示室・事務室・倉庫・会議室・トイレ）：  
1,057.36 m<sup>2</sup>

3 階：146.02 m<sup>2</sup>

P H：33.75 m<sup>2</sup>

屋外施設 湿生花園、水田 駐車場 100 台

付属施設 遺構覆屋（土井ヶ浜ドーム）、休息所「ほねやすめ」

### 利用案内

開館時間 午前 9 時～午後 5 時

休館日 月曜日（祝日又は振替休日の場合は翌平日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

観覧料 大人：200 円（160 円）、大学生等 100 円（80 円）

（ ）内は 20 名以上の団体料金、高校生以下は無料、下関市と北九州市の 65 歳以上の方、他地域の 70 歳以上の方、療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳（項症）の交付を受けている方（身体障害の程度が 1～4 級、戦傷病者の特別項症から第 4 項症までの方は付添人 1 人を含む）は無料

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018 年 12 月を参照。

## 烏山民俗資料館

### 沿革

- 平成 8 年 4 月 旧烏山工芸館の民芸コレクションの寄贈を受ける。
- 平成 8 年 6 月 豊浦町烏山民俗資料館として開館する。
- 平成 17 年 2 月 下関市との合併により下関市烏山民俗資料館となる。
- 平成 20 年 8 月 下関市川棚温泉交流センター内への移転準備のため 8 月 31 日より休館。
- 平成 22 年 1 月 下関市川棚温泉交流センター内に移転。

### 位置

下関市豊浦町大字川棚 5180 番地 川棚温泉交流センター内

### 構造等 (施設全体)

- 敷地面積 4,498 m<sup>2</sup>
- 構造 鉄骨構造 2 階建
- 延床面積 1,242.85 m<sup>2</sup>  
うち烏山民俗資料館展示室 251.63 m<sup>2</sup>

### 利用案内

- 開館時間 午前 9 時～午後 7 時 (入館は午後 6 時 30 分)
- 休館日 年末年始 (12 月 31 日～1 月 3 日)  
※展示替え等のための臨時休館あり
- 観覧料 無料 (ただし、特別展開催時には別に定める)

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」  
2018 年 12 月を参照。

## 豊北歴史民俗資料館

### 沿革

(県指定文化財旧滝部小学校の歴史)

- 明治 8 年(1875) 8 月 滝部八幡宮境内に開誘(かいゆう)小学校を創設する。  
明治 17 年(1884) 2 月 学区改正により、大庭小学校の開誘分校として現在地に校舎を改築する。  
明治 20 年(1888) 4 月 独立し、開誘尋常小学校となる。  
明治 28 年(1895) 8 月 高等科を併設し、滝部尋常高等小学校となる。  
大正 13 年(1924) 3 月 中山太一・豊三・喜助三兄弟の寄附により、本館・東側校舎が完成。  
昭和 22 年(1947) 5 月 新学制により、滝部小学校と改称する。  
昭和 54 年(1979) 3 月 山口県有形文化財(建造物)に指定される。  
昭和 55 年(1980)11 月 豊北町歴史民俗資料館として、開館する。  
平成 17 年(2005) 2 月 合併に伴い、下関市立豊北歴史民俗資料館となる。  
平成 19 年(2007) 5 月 改修工事(保存修理工事)のため休館する。  
平成 23 年(2011) 3 月 改修工事(保存修理工事)が完了する。  
平成 23 年(2011) 4 月 西教室棟が、山口県有形文化財(建造物)に追加指定される。  
平成 23 年(2011)11 月 リニューアル開館する。

### 位置

下関市豊北町大字滝部 3153-1

### 構造等

構造 木造 2 階建、寄棟及び切妻造 葺瓦葺

敷地面積 1,970.14 m<sup>2</sup>

延床面積 1,268.05 m<sup>2</sup>

1 階 812.97 m<sup>2</sup>

E V 棟(トイレなど): 49.85 m<sup>2</sup>、収蔵庫棟: 73.09 m<sup>2</sup>、ポンプ室(別棟): 8.40 m<sup>2</sup>

既設建物(和室・倉庫・閲覧室・事務室・展示室・教室など) 681.63 m<sup>2</sup>

2 階 455.08 m<sup>2</sup>

E V 棟(倉庫など): 44.90 m<sup>2</sup>

既存建物(講堂など): 410.18 m<sup>2</sup>

### 利用案内

開館時間 午前 9 時～午後 5 時(入館は午後 4 時 30 分)

休館日 月曜日(祝日又は振替休日の場合は翌平日) 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

入館料 無料(ただし、特別展開催時には別に定める)

貸室 貸室使用料一覧

室名 (収容人員)	使用料	
	AM9:00~PM5:00 1時間あたり	特別使用料
2階 講堂 (120)	520円	9,000円
1階 和室 (20)	100円	
1階 教室 (20)	100円	
1階 展示室	310円	

(備考) ※特別使用料とは、全施設同時使用及び、午後 5 時から午後 10 時までの使用の場合の金額。

※営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、この表の金額の倍額となる。

※冷暖房を使用した場合は、使用状況に応じて実費を徴収する。

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

(教育委員会)

## 市立学校一覧

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」  
2018年12月を参照。

### 1. 幼稚園

区分	所在地	学級数	園児			教員	保健室	給食室
			総数	男	女			
令和3年度		14	247	129	118	27 (25)	6	5
令和4年度		14	198	106	92	26 (22)	6	5
1 第一	貴船町三丁目 11-12	1	12	6	6	4 (2)	※1○	配
2 豊浦	長府亀の甲二丁目 2-82	1	12	9	3	3 (4)	※1○	配
3 小月	小月宮の町 15-20	2	33	15	18	5 (4)	※1○	配
4 内日	休園							
5 清末	清末西町一丁目 6-1	5	76	41	35	6 (6)	※1○	配
6 川中	伊倉本町 21-1	3	46	26	20	5 (4)	○	配
7 豊東	菊川町大字上大野字上ノ原 10020-1	2	19	9	10	3 (2)	○	

( ) は会計年度任用職員、外数  
○有の意味 (配は、給食配膳室のみ)  
※1 保健室と職員室を共用して使用

### 2. 幼保連携型認定こども園

	所在地	学級数	園児			教員	保健室	給食室
			総数	男	女			
令和3年度		49	919	484	435	73 (62)	9	9
令和4年度		52	883	474	409	73 (65)	9	9
1 中央	幡生新町 1-10	9	167	103	64	13 (12)	※1○	有
2 垢田	新垢田東町 1-2-7	6	114	54	60	9 (7)	※1○	有
3 王喜	王喜本町 2-11-12	5	88	58	30	7 (7)	※1○	有
4 菊川	菊川町大字下岡枝字高田 1504	6	139	76	63	9 (13)	※1○	有
5 西市	豊田町大字矢田字横の田 184	3	42	22	20	5 (3)	○	有
6 豊田下	豊田町大字手洗字堂本 273-1	3	39	24	15	5 (3)	○	有
7 川棚	豊浦町大字川棚寺田 5281	9	159	72	87	12 (8)	※1○	有
8 黒井	豊浦町大字黒井字下北岡 2159-1	6	91	45	46	8 (7)	○	有
9 豊北	豊北町大字滝部字上ノ原 2992-1	5	44	20	24	5 (5)	※1○	有

平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、幼保連携型認定こども園が開設。  
認定こども園の各数値は全体数値 (旧幼稚園と旧保育園の合算値)

( ) は会計年度任用職員、外数  
○有の意味 (配は、給食配膳室のみ)  
※1 保健室と職員室を共用して使用

各年5月1日現在(単位:人、学級、室、㎡)

校舎				用地				区分
校舎保有面積				面積			左の内 借地	
総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	建物敷地	屋外運動場		その他
5,786	3,336	2,440	10	21,120	10,091	9,568	1,461	令和3年度
5,786	3,336	2,440	10	21,120	10,091	9,568	1,461	令和4年度
927	717	210		4,174	1,842	1,911	421	1 第一
1,035	1,025		10	2,989	1,781	1,208		2 豊浦
1,005	974	31		3,121	1,616	1,363	142	3 小月
499		499		2,488	874	1,614		4 内日
854	620	234		3,058	1,604	1,454		5 清末
1,010		1,010		2,740	1,480	904	356	6 川中
456		456		2,550	894	1,114	542	7 豊東

各年5月1日現在(単位:人、学級、室、㎡)

校舎				用地				区分
校舎保有面積				面積			左の内 借地	
総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	建物敷地	屋外運動場		その他
9,903	8,002	1,901	0	40,459	23,705	10,599	6,155	令和3年度
9,903	8,002	1,901	0	40,459	23,705	10,599	6,155	令和4年度
1,819	1,819	0		6,601	3,586	2,020	995	1 中央
771	771	0		2,084	486	800	798	2 堀田
714	703	11		2,644	714	998	932	3 王喜
1,076	0	1,076		2,801	1,302	745	754	4 菊川
1,124	1,124	0		4,870	2,953	1,000	917	5 西市
814		814		4,907	906	2,272	1,729	6 豊田下
1,833	1,833			5,870	4,485	1,355	30	7 川棚
768	768			2,331	1,582	749		8 黒井
984	984			8,351	7,691	660		9 豊北

## 3. 小学校

区分	所在地	学級	特別支援学級	児童			教員	事務職員		養護教諭 (養護士)		栄養教諭	栄養士	校務技士	学校給食調理員	保有教室		
				総数	男	女		県	市	県	市					普通	特別	多目的
令和3年度		451	115	11,750	5,925	5,825	770	46		46		14	4	10(33)	50(25)	604	504	36
令和4年度		436	120	11,557	5,870	5,687	758	45		44		13	5	10(32)	44(38)	587	497	43
1 養 治	本町二丁目6-1	6	2	107	48	59	11	1		1				(1)		9	17	
2 文 関	上田中町一丁目14-1	17	4	485	246	239	27	1		1		1		(1)	2(2)	23	13	
3 名 陵	名池町10-1	11	4	262	124	138	25	1		1				(1)		15	15	
4 関 西	関西町12-1	4	2	34	20	14	8	1		1				(1)	(2)	6	15	
5 桜 山	上新地町二丁目5-10	7	2	161	72	89	13	1		1				(1)		9	20	
6 向 山	向山町14-1	11	4	293	155	138	18	1		1		1		(1)	2(1)	16	29	
7 生 野	幡生本町7-14	12	3	301	152	149	21	1		1				(1)	2(1)	16	10	
8 本 村	彦島本村町三丁目16-1	5	2	58	37	21	9	1		1				(1)		8	14	
9 西 山	彦島迫町五丁目13-21	8	3	213	119	94	15	1		1				1		11	15	1
10 江 浦	彦島江の浦町三丁目4-1	11	5	253	118	135	21	1		1		1		(1)		16	14	
11 角 倉	彦島角倉町三丁目5-5	6	3	174	93	81	13	1		1		1		1		9	26	
12 向 井	彦島向井町二丁目20-1	8	2	223	106	117	13	1		1				(1)		10	14	
13 小 月	小月西の台6-1	11	3	308	173	135	20	1		1				(1)	2(2)	15	11	
14 清 末	清末西町一丁目6-1	15	4	482	246	236	25	1		1		1		1	2(2)	22	6	
15 王 司	王司神田六丁目9-1	18	4	502	274	228	29	1		1				(1)	2(2)	22	7	
16 豊 浦	長府亀の甲二丁目2-1	29	5	897	432	465	47	2		2		1		1	3(3)	35	19	
17 勝 山	秋根上町二丁目2-1	25	6	793	389	404	41	1		1		1		1	3(2)	31	9	1
18 川 中	伊倉本町19-1	22	7	673	344	329	38	2		1		1		1	3(2)	29	10	
19 安 岡	安岡町三丁目5-5	25	3	760	391	369	38	2		2		1		1	3(2)	28	10	
20 吉 見	吉見里町一丁目8-1	6	3	169	92	77	12	1		1				(1)	1(1)	9	10	2
21 吉 母	大字吉母字塩谷287	2	0	7	2	5	3	1		0				(1)		2	8	
22 蓋 井	大字蓋井島字田町126-2	2	0	6	4	2	3			1				(1)		2	3	
23 吉 田	大字吉田字高田1044-2	4	1	41	23	18	7	1		1				(1)	1(1)	7	5	
24 王 喜	王喜本町二丁目12-30	6	4	160	95	65	14	1		1				(1)	2	10	6	2
25 内 日	大字内日下字坂本1031	2	0	11	4	7	4			1				(1)		2	13	3
26 山 の 田	山の田中央町13-1	20	3	592	286	306	32	1		1		1		1	2(2)	23	14	
27 川 中 西	古屋町二丁目9-1	14	5	405	200	205	25	1		1		1		(1)	2(2)	21	10	
28 垢 田	新垢田西町一丁目1-1	10	4	242	133	109	19	2		1				(1)	2(1)	16	18	4
29 長 府	長府松小田北町14-1	15	4	451	243	208	24	1		1		1		(1)	2(2)	22	20	
30 一 の 宮	一の宮住吉一丁目8-1	17	6	449	226	223	28	1		1		1		1	2(2)	22	6	8
31 熊 野	熊野西町10-1	23	5	752	378	374	39	2		2		1		1	3(2)	28	8	8
32 豊 東	菊川町大字上大野字上ノ原10020-1	7	2	196	103	93	12	1		1		1		(1)	2	11	9	4
33 岡 枝	菊川町大字吉賀字金蔵寺2494	6	2	133	68	65	11	1		1				(1)	1(1)	8	8	
34 檜 崎	菊川町大字檜崎字殿屋敷215	4	1	39	20	19	7	1		1				(1)	(2)	6	9	
35 西 市	豊田町大字矢田字今熊132	6	2	108	49	59	12	1		1		1		(1)		8	10	2
36 豊 田 下	豊田町大字手洗字貴布祿303	4	1	38	16	22	7	1		1				(1)		8	5	
37 室 津	豊浦町大字室津下字新田152-1	4	0	28	14	14	6	1		1				(1)		7	6	2
38 誠 意	豊浦町大字黒井字才舛2200	6	2	161	70	91	15	1		1		1		(1)		10	18	
39 川 棚	豊浦町大字川棚字後案3650-1	12	2	354	171	183	19	1		1		1		(1)		14	9	4
40 小 串	豊浦町大字小串字谷田ヶ浴617	4	2	32	23	9	8	1		1				(1)		7	9	
41 宇 賀	豊浦町大字宇賀字ふけ4961	4	1	29	14	15	7	1		1				(1)		5	11	2
42 豊 北	豊北町大字滝部字常安1200	7	2	175	97	78	12	1		1				(1)		9	8	

( ) は会計年度任用職員、外数

令和4年5月1日現在

保健室	給食室	水泳プール	校舎等									用地				区分
			校舎保有面積				屋内運動場保有面積			面積				左の内借地		
			総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	総数	建物敷地	屋外運動場	その他			
43	43	40	187,894	179,393	7,482	1,019	37,960	8,456	29,504	828,782	349,125	385,279	114,566	30,583	令和3年度	
42	42	39	184,248	175,871	7,368	1,000	37,231	7,727	29,504	813,744	344,588	379,655	109,689	30,583	令和4年度	
○	配	○	4,593	4,456	137		809		809	10,589	5,131	4,607	851		1 養 治	
○	○	○	6,392	6,294	7	91	968		968	18,679	7,752	6,646	4,281		2 文 関	
○	配	○	3,748	2,961	787		887		887	15,336	6,945	6,518	1,873		3 名 陵	
○	○	○	3,950	3,787	163		965		965	20,947	9,009	7,855	4,083		4 関 西	
○	配	○	4,891	4,773	118		785		785	11,647	4,494	4,768	2,385		5 桜 山	
○	○	○	8,249	8,104	145		936		936	20,208	9,260	7,438	3,510		6 向 山	
○	○	○	4,355	4,305	50		928		928	14,271	5,449	7,184	1,638		7 生 野	
○	配	○	4,685	4,370	265	50	806		806	14,537	6,463	5,298	2,776		8 本 村	
○	配	○	4,946	4,738	208		879		879	25,481	12,731	11,603	1,147	20,832	9 西 山	
○	配	○	4,783	4,638	145		918		918	18,047	10,018	7,825	204		10 江 浦	
○	配	○	6,030	5,761	269		1,046	24	1,022	18,385	7,420	8,843	2,122		11 角 倉	
○	配	○	5,029	4,823	206		890		890	31,930	13,116	14,583	4,231		12 向 井	
○	○	○	3,778	3,659	119		1,156	1,156		26,279	8,618	9,058	8,603		13 小 月	
○	○	○	4,481	4,216	92	173	814		814	19,686	9,033	9,315	1,338		14 清 末	
○	○	○	4,499	4,258	241		981	981		18,538	7,553	9,731	1,254		15 王 司	
○	○	○	8,772	8,606	157		1,404		1,404	29,261	20,743	8,518			16 豊 浦	
○	○	○	5,658	5,574	84		1,123		1,123	29,844	10,369	12,931	6,544		17 勝 山	
○	○	○	6,540	5,400	1,140		1,181		1,181	24,071	9,501	12,762	1,808		18 川 中	
○	○	○	6,978	5,988	990		1,189		1,189	20,760	8,921	9,906	1,933	9,547	19 安 岡	
○	○	○	3,971	3,901	70		980		980	24,810	8,164	12,319	4,327		20 吉 見	
○	配	○	1,961	1,843	118		868		868	11,517	5,349	6,168			21 吉 母	
○	○	○	322		322		761		761	8,637	1,571	4,902	2,164		22 蓋 井	
○	○	○	1,924	1,820	33	71	868		868	15,285	4,653	10,632			23 吉 田	
○	○	○	2,782	2,741	41		906	906		17,861	7,386	8,739	1,736		24 王 喜	
○	○	○	2,233	2,188	45		881		881	13,323	6,657	6,018	648		25 内 日	
○	○	○	5,772	5,697	75		811		811	17,902	6,946	8,798	2,158		26 山 の 田	
○	○	○	5,313	5,165	148		788		788	17,018	6,005	9,822	1,191		27 川 中 西	
○	○	○	6,319	6,248	71		1,011		1,011	27,104	9,928	12,728	4,448		28 垢 田	
○	○	○	7,335	7,250	85		1,131		1,131	30,014	10,878	10,932	8,204		29 長 府	
○	○	○	5,900	5,900			1,018		1,018	32,475	11,110	12,200	9,165	204	30 一 の 宮	
○	○	○	6,051	5,990	61		1,015	1,015		31,042	11,935	11,740	7,367		31 熊 野	
○	○	○	3,351	2,712	620	19	648		648	21,195	10,336	8,863	1,996		32 豊 東	
○	○	○	2,799	2,769	30		544		544	17,131	5,916	6,546	4,669		33 岡 枝	
○	○	○	2,011	1,686	69	256	525		525	19,664	5,730	8,699	5,235		34 檜 崎	
○	配	○	3,076	3,037	3	36	694		694	14,331	7,680	6,008	643		35 西 市	
○	配	○	1,696	1,665		31	680	680		15,966	7,153	8,813			36 豊 田 下	
○	配		2,087	2,037		50	785	785		19,699	8,380	11,319			37 室 津	
○	配		4,062	3,972	75	15	561		561	16,216	4,685	11,375	156		38 誠 意	
○	配	○	4,169	3,945	116	108	911		911	22,290	9,993	12,297			39 川 棚	
○	配		3,144	3,098	13	33	607	607		14,632	7,809	5,835	988		40 小 串	
○	○	○	2,542	2,480		62	779	779		11,772	4,773	6,269	730		41 宇 賀	
○	配	○	3,071	3,016	50	5	794	794		25,552	9,025	13,244	3,283		42 豊 北	

○有の意味(配は、給食配膳室のみ)

(教育委員会)

#### 4. 中学校

区分	所在地	学級	特別支援学級	生徒			教員	事務職員		養護教諭 (養護士)		栄養教諭	栄養士	校務技士	学校給食調理員	保有教室		
				総数	男	女		県	市	県	市					普通	特別	多目的
令和3年度		198	54	5,910	3,075	2,835	459	27		22		6	1	10(12)	14(7)	283	446	20
令和4年度		194	55	5,815	3,038	2,777	443	27		22		6	1	9(13)	14(7)	263	459	23
1 日新	上田中町一丁目15-1	10	2	298	149	149	25	1		1				(1)		12	27	
2 向洋	向洋町一丁目14-1	6	2	138	69	69	16	1		1				1		9	23	
3 文洋	上新地町五丁目6-1	7	2	128	79	49	18	1		1				1		9	39	
4 名陵	丸山町一丁目13-3	4	2	112	65	47	14	1		1				1		10	16	1
5 東部	清末陣屋5-10	17	4	568	290	278	35	1		1	1			(1)	2(2)	22	22	
6 長府	長府逢坂町3-1	13	3	449	233	216	27	1		1	1			1	2(1)	16	20	
7 勝山	秋根上町二丁目5-1	17	4	575	324	251	36	2		1	1			1	3(1)	21	15	2
8 川中	伊倉新町四丁目6-1	20	5	686	342	344	42	5		2	1	1		(1)		23	55	
9 安岡	安岡町四丁目2-1	12	3	380	199	181	27	1		1	1			1	2(1)	18	16	2
10 吉見	永田本町一丁目3-10	3	0	78	48	30	8	1		1				1	1(1)	3	12	3
11 彦島	彦島江の浦町二丁目25-1	12	4	389	188	201	29	1		1				1		16	25	
12 玄洋	彦島本村町二丁目8-1	6	1	133	66	67	14	1		1				(1)		8	27	
13 木屋川	木屋川南町二丁目660	4	3	97	46	51	12	1		1				(1)	1	9	10	
14 内日	大字内日下字福寿庵1196-2	3	1	12	4	8	8	1						(1)		4	7	1
15 山の田	山の田本町8-1	14	4	430	228	202	30	1		1				1		18	20	
16 垢田	大字垢田字笹原1127-6	12	2	358	191	167	23	1		1				(1)		14	24	
17 長成	長府日の出町4-1	6	3	212	112	100	16	1		1				(1)		9	20	4
18 菊川	菊川町大字下岡枝字上室屋1-2	7	2	200	102	98	15	1		1				(1)	3(1)	9	15	
19 豊田	豊田町大字矢田字鎮守434	3	2	90	50	40	10	1		1				(1)		7	12	
20 豊洋	豊浦町大字黒井字馬神10724-1	5	2	120	65	55	12	1		1				(1)		7	13	1
21 夢が丘	豊浦町大字小串字夢が丘10145	8	2	249	125	124	15	1		1				(1)		12	15	4
22 豊北	豊北町大字滝部字幸神1244-36	5	2	113	63	50	11	1		1	1			(1)		7	26	5

( )は会計年度任用職員、外数  
○有の意味(配は、給食配膳室のみ)

#### 5. 高等学校

下関商業高等学校(下関市後田町四丁目11-1)

区分	生徒	学級	保有教室		保健室	食堂	水泳プール	校舎保有面積			
			普通	特別				校舎保有面積			
								総数	鉄筋	鉄骨	木造
令和3年度	476(2)	15(1)	24	11	1	1	1	12,840	12,641	93	106
令和4年度	473	15	24	11	1	1	1	12,840	12,641	93	106

( )は定時制、外数

令和4年5月1日現在

保 健 室	給 食 室	水 泳 プ ール	武 道 場	校舎等								用地					区 分
				校舎保有面積				屋内運動場保有面積				面積				左の内 借地	
				総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	総数	建物敷地	屋外運動場	その他			
22	22	20	17	126,510	120,835	5,604	71	22,341	9,424	12,917	782,933	243,848	277,554	261,531	20,146	令和3年度	
22	22	20	17	126,510	120,835	5,604	71	22,341	9,424	12,917	782,933	243,848	277,554	261,531	20,146	令和4年度	
○	配	○	○	6,683	6,368	315		812	812		33,695	8,355	7,957	17,383		1日新	
○	配	○	○	5,771	5,376	395		1,192	1,192		30,529	13,250	12,340	4,939	17,258	2向洋	
○	配	○	○	7,450	6,925	525		749	749		25,490	12,248	7,803	5,439	2,888	3文洋	
○	配	○	○	5,038	4,946	92		758	758		16,391	7,299	8,016	1,076		4名陵	
○	○	○	○	6,299	6,194	105		819	819		73,459	12,331	13,118	48,010		5東部	
○	○	○	○	6,843	6,315	528		1,026		1,026	57,236	12,519	15,171	29,546		6長府	
○	○	○	○	6,858	6,806	52		961		961	29,899	11,510	10,694	7,695		7勝山	
○	配	○	○	12,131	12,131			2,299	133	2,166	33,753	19,553	14,200			8川中	
○	○	○	○	6,212	5,555	657		1,019		1,019	34,816	12,251	16,299	6,266		9安岡	
○	○	○	○	3,401	3,208	193		994		994	26,753	10,472	14,832	1,449		10吉見	
○	配	○	○	7,322	6,737	585		817	817		37,778	10,785	16,491	10,502		11彦島	
○	配	○	○	6,233	5,606	627		1,130		1,130	46,640	12,069	15,768	18,803		12玄洋	
○	○	○	○	3,097	3,002	95		602		602	20,743	7,157	10,435	3,151		13木屋川	
○	配	○		1,928	1,864	64		776		776	12,611	5,750	6,541	320		14内日	
○	配	○	○	6,530	6,368	162		985		985	20,761	9,116	10,254	1,391		15山の田	
○	配	○	○	6,464	6,022	442		1,234		1,234	33,053	12,000	15,000	6,053		16垢田	
○	配	○	○	5,549	5,491	58		1,178	1,178		35,095	8,864	15,910	10,321		17長成	
○	○			3,234	2,664	543	27	1,426		1,426	26,465	11,341	15,124			18菊川	
○	配	○		2,919	2,813	62	44	1,123	1,123		25,538	11,437	13,859	242		19豊田	
○	配	○		3,441	3,337	104		676	78	598	19,928	6,302	9,997	3,629		20豊洋	
○	配			5,580	5,580						23,423	5,611	11,500	6,312		21夢が丘	
○	配	○	○	7,527	7,527			1,765	1,765		118,877	23,628	16,245	79,004		22豊北	

○有の意味（配は、給食配膳室のみ）

各年5月1日現在（単位：人、学級、室、㎡）

舎 等		用 地					左の内 借地	区 分
屋内運動場保有面積		面 積						
総数	鉄筋	総数	建物敷地	屋外運動場	その他			
5,579	5,579	44,400	9,605	31,571	3,224	0	令和3年度	
5,579	5,579	44,400	9,605	31,571	3,224	0	令和4年度	

